

第2次和歌山県食育推進計画



平成25年3月 和歌山県食育推進会議

1	はじめに	
	(1)計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2)計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(3)計画の位置付け・性格 ・・・・・・・・・・・・・	3
	(4)計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	食を巡る現状と課題	
	(1)食を取り巻く社会情勢 ・・・・・・・・・・・・・	4
	(2) 食生活と健康、生活習慣病 ・・・・・・・・・・・・	6
	(3) 児童生徒の食生活 ・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
	(4)食料の需給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
	(5) 食の安全・安心・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
3	食育の推進目標	
	(= / = / · · · · ·	1 9
		1 9
	(3)具体的な数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
4	施策展開の方向	
	(1) 家庭における食育の推進 ・・・・・・・・・・・・	2 4
	(2) 保育所・幼稚園・学校における食育の推進 ・・・・・・・	2 6
	(3)地域における食育の推進 ・・・・・・・・・・・・・	2 8
	(4)和歌山の農林水産業に根ざした食育の推進 ・・・・・・・	3 0
	(5) 県民運動としての食育の推進 ・・・・・・・・・・・	3 1
5	ライフステージに応じた食育の取組	
	(1) 乳幼児期(おおむね0~5歳) ・・・・・・・・・・	3 3
	(2)小・中学校期(おおむね6~15歳) ・・・・・・・・・	3 5
	(3)高等学校期(おおむね16~18歳) ・・・・・・・・・	3 8
	(4)青年期(おおむね19~39歳) ・・・・・・・・・・	4 0
	(5) 壮年期(おおむね40~64歳) ・・・・・・・・・・	4 2
	(6) 高齢期(おおむね65歳~) ・・・・・・・・・・・	4 4
6	計画の推進に向けて	
	(1)計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
	(2) 関係者の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
	(3)関係者の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7
	(4)計画の推進・進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・	4 8

参考資料

0	県の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
0	県食育推進表彰 受賞団体・個人の功績・・・・・・・53
0	用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・フェ
0	食育基本法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 4
0	和歌山県食育推進本部設置要綱 ・・・・・・・・・ 7 8
0	和歌山県食育推進会議条例 ・・・・・・・・・8(
0	和歌山県食育推進会議 委員 及び 検討経過 ・・・・・・8:

1 はじめに

(1)計画策定の趣旨

「食」は命の源であり、生涯にわたって健康で生き生きと暮らし、豊かな人間性を育むためには欠かすことのできないものです。また、地域の「食」を活かした様々な活動は、郷土への愛情を育み、活力ある地域づくりへとつながっていく非常に重要なものです。

このため、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できるようにする「食育」を推進していくことは、県民一人ひとりが健全な心と身体を培い、未来に向かって羽ばたく力を作り上げる基礎となります。

和歌山県では、平成17年7月に施行された「食育基本法」及び平成18年3月に策定された「食育推進基本計画」の趣旨を踏まえ、和歌山の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に推進するための指針として、平成19年3月に「食べて元気、わかやま食育推進プラン」を策定し、県民運動として食育に取り組んできました。

このプランに基づき、教育現場での食育活動、地域での食や農林漁業に関する体験活動が県内各地で実施され、「食育」という言葉が県民に浸透するとともに、地域で食育活動を行うボランティアや学校における食に関する指導の要となる栄養教諭の数が増加し、特定健康診査の実施によりメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)等に対する県民の知識が高まるなど、和歌山県の食育は着実に前進してきました。

しかしながら、朝食の欠食や野菜・果物の摂取不足、一人で食事をとるいわゆる「孤食」が依然として見受けられるなど、いくつかの課題が残され、食育推進の必要性はむしろ増しています。

平成23年3月には、国において「『周知』から『実践』へ」をコンセプトとした「第2次食育推進基本計画」が策定されました。

こうしたことから、本県でも、食育の推進に当たっては、単なる『周知』にとどまらず、県 民一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じた活動を『実践』できるような推進が必要に なってきています。

国の新しい基本計画の考え方や食を巡る現状と課題を踏まえつつ、恵まれた気候風土と長い歴史の中で育まれた豊かな食材や特有の食文化を活かした「和歌山県らしい食育」を、今後より一層推進するための総合的かつ計画的な指針として、「第2次和歌山県食育推進計画」を策定しました。

(2)計画策定の背景

本計画を策定する背景には、私たちにとって毎日欠かすことができない「食」を巡る、様々な課題があります。

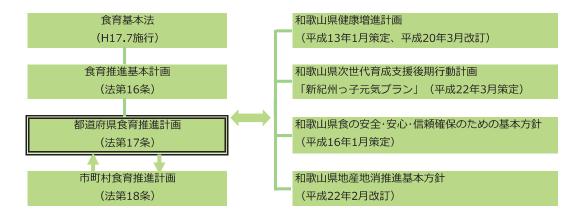
- ●高齢者単身世帯割合の増加や3世代世帯の減少に伴い、家族で楽しく食卓を囲む機会や、食 文化を伝える機会の減少が懸念されます。
- ●健康面においては、成人では、朝食の欠食や栄養バランスの偏りがみられ、特に中高年のメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合が高くなっています。また、本県は全国の中でもがんや心疾患などによる死亡率が高く、平均寿命が短くなっています。
- ●児童生徒においても、朝食を欠食したり、夕食を家族と一緒に食べない子どもが少なくありません。また、県外の大学・短大への進学率が全国1位であることから、学校給食や関連教科等を通じた食育を推進し、高等学校を卒業するまでに健全な食習慣を習得させる必要があります。
- ●農林水産業においては、「果樹王国わかやま」として全国にも知られるほど、果樹の生産が盛んであり、また、多種多様な水産物にも恵まれるなど、本県は山の幸、海の幸の宝庫と言えます。その一方で、農業や漁業を担う人口の減少と高齢化が進むとともに、県民の野菜や果物の摂取量も少なくなっています。
- ●食の安全においては、輸入食品による事故・事件や、食品の偽装表示など、食を巡る多くの問題が発生したことで、食品の安全性に対する不安感が高まる一方、食に関する情報が氾濫し、正しい情報を適切に選別し、活用することが困難な状況も見受けられます。

こうしたことから、県民一人ひとりが食に関する意識をさらに高め、健全な食生活を実践することが求められるとともに、食への感謝の念や理解を深めつつ、豊かな食文化の伝承と発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進などに取り組むことが喫緊の課題となっています。

(3)計画の位置付け・性格

本計画は、食育基本法第17条に基づく計画として位置付け、和歌山県の特色を活かした食育 推進のビジョン及び具体的施策の方向性を示したものです。

計画の実施にあたっては、既存の関連計画等と調和を図り、食育を推進します。



(4)計画の期間

- ・平成24年度~平成29年度とします。
- ・計画期間中に状況の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

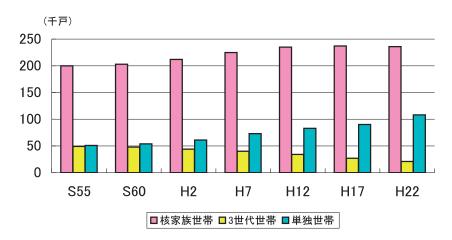
食を巡る現状と課題

(1) 食を取り巻く社会情勢

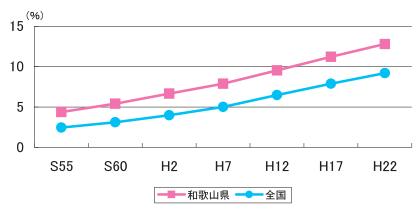
家族形態の変化

- ●和歌山県の人口は、昭和50年代後半をピークに減少していますが、世帯数は増加傾向で、核家族世帯と単身世帯(1人だけの世帯)の増加に伴い、3世代世帯(夫婦、子どもと親からなる世帯)が減少しています。また、ひとり暮らしの高齢者が増え、本県の高齢者単身世帯割合は、全国平均よりも高くなっています(全国第3位)。
- このような世帯状況の中で、家族で楽しくコミュニケーションをとりながら食事をする機会が減少し、家庭での食に関する経験や食文化の継承などが困難になっていることがうかがえます。

世帯の家族類型の推移(和歌山県)



高齢者単身世帯割合の推移(和歌山県・全国)



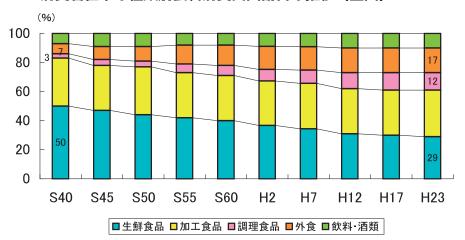
※高齢者単身世帯割合は、全世帯数に占める65歳以上単身世帯数。

資料:総務省「国勢調査」

食の外部化・簡素化の進展

- ●家庭の食事における支出は、生鮮食品の割合が減少し、外食や調理済み食品の割合が増加しています。
- ●手づくり志向がある一方、ライフスタイルの変化により、若い世代を中心に簡便化を求める傾向も 強く、手づくりの料理や伝統的な郷土料理が食卓に上がる機会が減少していると考えられます。

消費者世帯の種類別食料消費支出割合の推移(全国)



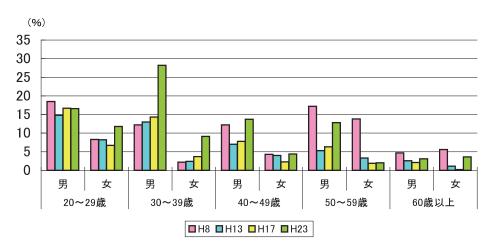
資料:農林水産省「平成23年度食料·農業·農村白書」

(2) 食生活と健康、生活習慣病

成人の朝食欠食状況

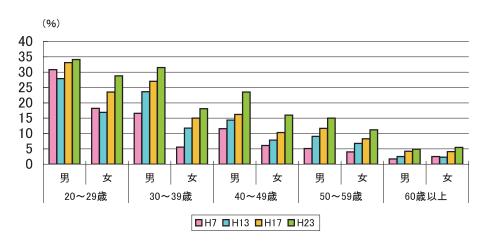
●朝食欠食率は、全国に比べて低い状況にありますが、男女とも20歳代・30歳代で比較的高くなっています。

朝食欠食率の推移(和歌山県)



資料:和歌山県「県民健康·栄養調査」

朝食欠食率の推移(全国)

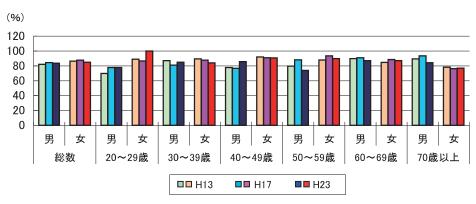


資料:厚生労働省「国民健康·栄養調査」

食事環境 (共食)

●家族や友人と一緒にたのしくゆっくり食事をしている県民の割合は、全体としてほぼ横ばいの状況 です。

共食率の推移(和歌山県)

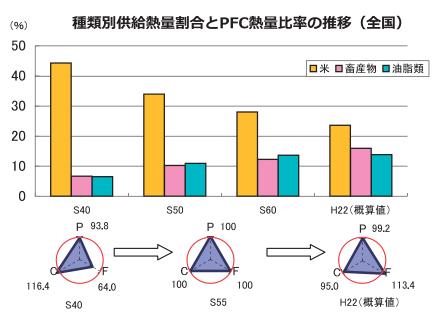


※「毎日、最低1食は、楽しい雰囲気で、家族や友人たちと一緒にゆっくり食べていますか」の問いに「はい」と回答した者の割合。

資料:和歌山県「県民健康・栄養調査」

栄養バランスの変化

- ●昭和50年代は、それまで米に偏っていた食生活が改善され、米を中心に、野菜、水産物、畜産物など多様な副食から構成された「日本型食生活」により、栄養バランスに優れた食生活が実現されていました。
- ●近年は、当時の理想的な「PFC(たんぱく質、脂質、炭水化物)バランス」が崩れ、米などの炭水 化物の摂取が不足している一方、畜産物、油脂類の摂取量が増え、脂質の摂取過剰が続いていま す。



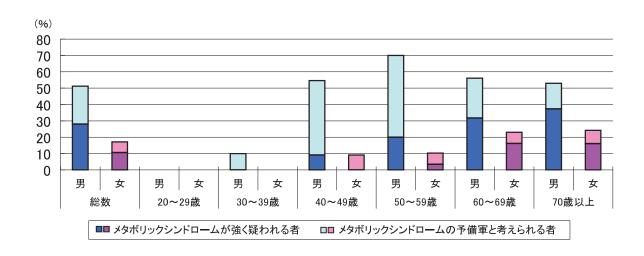
※PはProtein(たんぱく質)、FはFat(脂質)、CはCarbohydrate(炭水化物)。 数値は、昭和55年度のPFC熱量比率(P:13.0%、F:25.5%、C:61.5%)を100とした時の指数。

資料:農林水産省「食料需給表」

メタボリックシンドロームの状況

●メタボリックシンドロームが強く疑われる者及び予備群と考えられる者の割合は、男女とも40歳以上で高くなっており、40歳以上の男性は5割以上の者が、60歳以上の女性は2割以上の者がメタボリックシンドロームが強く疑われる者又は予備群と考えられる者に該当しています。

メタボリックシンドロームの状況(和歌山県)



- ※メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)は、腹囲と3つの項目の該当数(該当するとは、項目ごとに「基準」を満たしている場合、または「服薬」がある場合)より判定します。
 - ・メタボリックシンドロームが強く疑われる者:腹囲の基準を満たし、3つの項目のうち2つ以上の項目に該当
 - ・メタボリックシンドロームの予備群と考えられる者:腹囲の基準を満たし、3つの項目のうち1つの項目に該当

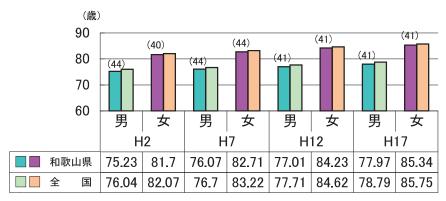
腹 囲	腹囲(ウエスト周囲径)	男性:85cm以上 女性90c	m以上
項目	血中脂質	血圧	血糖
基準	HDLコレステロール値 40mg/dl未満	収縮期血圧値 130mmHg以上	ヘモグロビンA1c値 5.5%以上
		拡張期血圧値 85mmHg以上	
服薬	コレステロールを下げる薬服用	血圧を下げる薬服用	血糖を下げる薬服用
加架	中性脂肪を下げる薬服用		インスリン注射使用

資料:和歌山県「平成23年県民健康·栄養調査」

平均寿命

●和歌山県の平均寿命は年々延びていますが、男女とも全国平均を下回っています。

平均寿命の推移(和歌山県・全国)



※()内は全国順位

資料:厚生労働省「平成17年都道府県別生命表」

生活習慣病など疾病の状況

- ●3大生活習慣病と言われる「がん」「心疾患」「脳血管疾患」が原因で死亡する人が日本人では約6割を占めています。本県は、全国の中でも「がん」「心疾患」による死亡率が高く、特に「がん」では「胃がん」「肺がん」などによる死亡率が高くなっています。
- ●生活習慣病は、子どもの頃からの生活習慣の積み重ねが発症や病状の進行に深く関与していることから、年齢にかかわらず毎日の生活習慣を改善し、疾病の発症や進行を防ぐことが重要です。

平成22年年齢調整死亡率

		全死亡		生活習慣病の疾病別死亡率					
				全な	がん	心疾患		脳血管疾患	
		男	女	男	女	男	女	男	女
全	玉	544.3	274.9	182.4	92.2	74.2	39.7	49.5	26.9
和歌	山県	576.9	294.5	197.2	97.2	80.7	46.2	44.7	24.2
ワースト	順位	4	3	7	6	12	6	38	35

	がんの部位別死亡率								
	胃が	がん	肺がん		大腸がん				
	男	女	男	女	男	女			
全 国	28.2	10.2	42.4	11.5	21.0	12.1			
和歌山県	32.3	13.5	49.6	12.7	20.3	13.6			
ワースト順位	5	1	3	5	23	5			

※年齢調整死亡率

都道府県等のように年齢構成の著しく異なる人口集団の死亡状況を一度に比較するときは、単一の数値でないと比較が困難です。このような場合、年齢構成の差を取り除いた死亡率(年齢調整死亡率)が用いられます。

年齢調整死亡率 = (各都道府県別の年齢階級別死亡率×全国の年齢階級別人口)の総和 / 全国の総人口×100,000

資料:厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

(3)児童生徒の食生活

児童生徒の朝食欠食状況

●朝食欠食率は、小学生よりも中学生で、また、中学生よりも高校生で高くなっています。

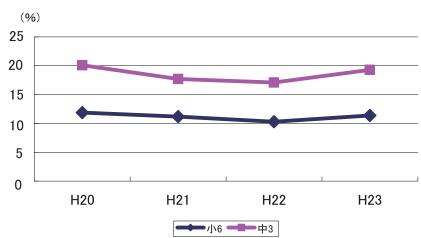
(%) 8 6 4 2 0 H18 H19 H20 H21 H22 H23

小学生、中学生、高校生の朝食欠食率(和歌山県)

資料:和歌山県「児童生徒の体力・運動能力調査」

食事環境 (共食)

●家族と夕食を一緒に食べていない児童生徒の割合は、ほぼ横ばいで推移していますが、小学生の約1割、中学生の約2割が普段家族と夕食を食べていない状況にあります。



小学生、中学生の夕食を共食しない率(和歌山県)

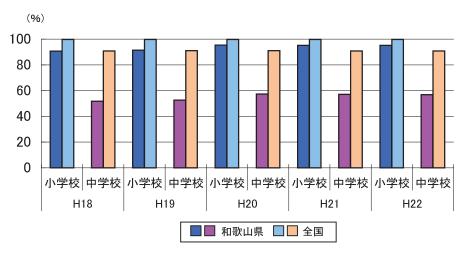
- ※「家の人と普段(月〜金曜日)、夕食を一緒に食べていますか」の問いに「あまりしていない」「全くしていない」と 回答した児童生徒の割合。
- ※H22は抽出調査。

資料: H20~H22 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 H23 和歌山県 「全国学力・学習状況調査」

学校給食実施状況 (学校数)

●給食実施率(学校数の割合)は、小学校、中学校ともに、全国平均に比べて低い状況にあります。

学校給食実施状況(学校数)(和歌山県•全国)

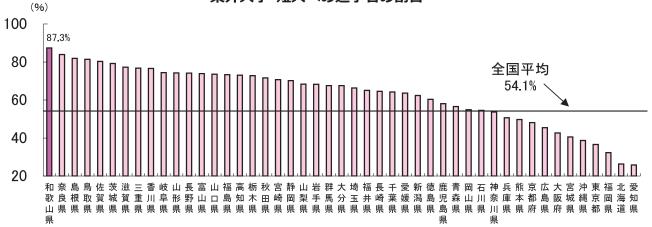


資料:文部科学省「学校給食実施状況等調查」

県外大学・短大への進学割合

●本県は、県外の大学・短大への進学率が高く、全国第1位となっています。このため、高等学校を 卒業するまでに望ましい食習慣を身に付ける必要があります。

県外大学・短大への進学者の割合



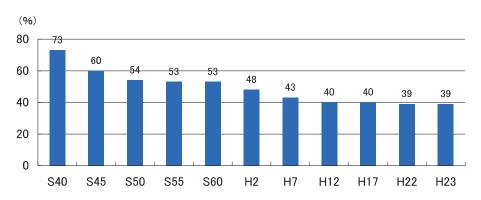
資料:文部科学省「平成22年度学校基本調查」

(4)食料の需給

食料自給率

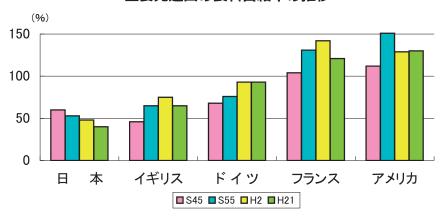
- ●日本の食料自給率は、昭和40年代から減少傾向にあり、近年は40%程度で推移しています。
- ●日本は主要先進国の中では低位な状況にあるため、消費面·生産面の両面において食料自給率向上 の取組を強める必要があります。

日本の食料自給率の推移



資料:農林水産省「食料需給表」

主要先進国の食料自給率の推移

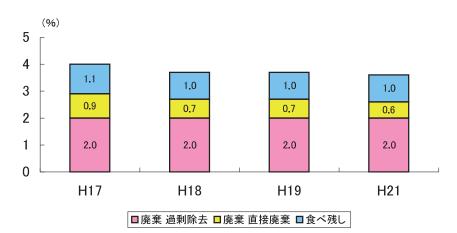


資料:農林水産省試算

食べ残し、食品ロス

- ●食品口ス率は、ほぼ横ばいの状況にあります。
- ●食品の購入量や調理する量を適正にしたり、保存方法や取り扱い等に配慮することで、廃棄量の さらなる低減が期待できます。

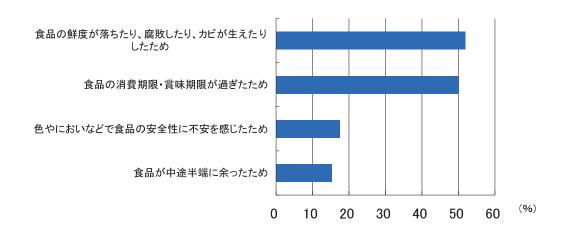
食品ロス率の推移(全国)



※過剰除去とは、調理時におけるだいこんの皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去した可食部分。 直接廃棄とは、賞味期限切れ等により料理の食材又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずにそのまま廃棄 したもの。

資料:農林水産省「食品口ス統計調査(世帯調査)」

食品を使用せずに廃棄した理由(複数回答)(全国)



資料:農林水産省「平成21年度食品口ス統計調査(世帯調査)」

農産物の生産状況

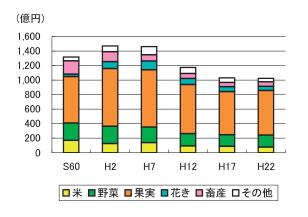
- ●本県には、梅、柿、みかんなど、果樹を中心に全国シェアの上位を占める品目が多数あり、果樹全体の産出額は、520億円で全国第2位となっています。
- ●本県の農業産出額は、近年減少傾向にあります。また、農業就業人口も減少傾向で、農業就業者の高齢化が進んでいます。

農産物の産出額全国シェア

平成22年	産は	出額	全国シェア(%)	1位	2位	3位	4位	5位
農作物名	和歌山県(億円)	全国(億円)	エロンエン(70)	7 17	1	3	7 14	3111
うめ	108	200	54.0	和歌山	群馬	神奈川	福岡	山梨
かき	84	426	19.7	和歌山	奈 良	福岡	岐阜	新 潟
みかん	269	1,540	17.5	和歌山	静岡	愛 媛	熊本	佐 賀
はっさく	36	53	67.9	和歌山	広島	愛媛	香川	大 分
すもも	10	72	13.9	山梨	和歌山	長 野	山形	福岡
いちじく	7	68	10.3	愛 知	和歌山	福岡	兵 庫	奈 良
えんどう	28	203	13.8	鹿児島	和歌山	愛 知	北海道	福島
もも	46	492	9.3	山梨	福島	和歌山	長 野	岡山
キウイフルーツ	11	88	12.5	愛 媛	福岡	和歌山	神奈川	静岡
ししとう	4	64	6.3	高 知	千 葉	和歌山	徳島	宮崎

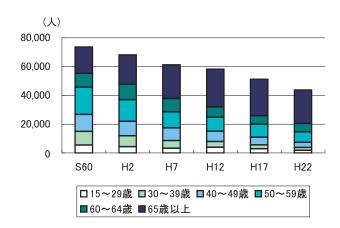
資料:農林水産省「平成22年生産農業所得統計」

農業産出額の推移(和歌山県)



資料:農林水産省「生産農業所得統計」

農業就業人口(販売農家)の推移(和歌山県)



資料:農林水産省「2010年世界農林業センサス」

水産物の生産状況

●南北に長いリアス式海岸線を有する本県では、沿岸·沖合漁業を中心に、たちうお、いせえびをは じめ、多種多様な魚介類が漁獲され、特に、生鮮まぐろについては日本有数の水揚量を誇っていま す。

また、古式捕鯨発祥の地として知られ、鯨類の捕獲も行われており、豊かな清流に恵まれた各河川 の流域では、あゆ等の養殖が行われています。

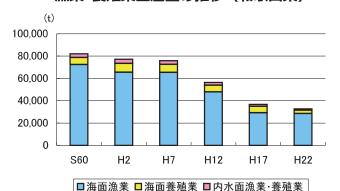
●本県の漁獲量は、近年減少傾向にあります。また、漁業就業者数も減少傾向で、そのうちの半数以上を60歳以上の男性が占め、高齢化が進んでいます。

魚介類の漁獲量全国シェア

平成22年	漁		全国シェア	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
区分	和歌山県(t)	全国(t)	(%)	7.177	2111	2114	中位	3		7111
養殖あり	1,131	5,676	20	和歌山	愛知	岐阜	滋賀	徳島	宮崎	栃木
海産ほ乳	174	932	18.7	岩手	和歌山	北海道	長崎	石川	富山	鹿児島
たちうな	1,068	10,081	10.6	愛媛	大分	和歌山	広島	兵庫	徳島	長崎
いせえて	171	1,193	14.3	千葉	三重	和歌山	静岡	長崎	鹿児島	宮崎
むろあじタ	2,351	25,065	9.4	長崎	鹿児島	三重	和歌山	宮崎	高知	静岡
養殖まだり	1,827	67,607	2.7	愛媛	熊本	三重	高知	長崎	和歌山	香川
いさき	216	3,826	5.6	長崎	山口	福岡	神奈川	島根	三重	和歌山

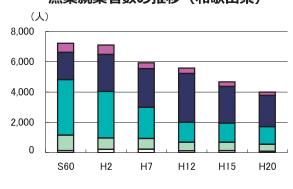
資料:農林水産省「平成22年漁業・養殖業生産統計」

漁業・養殖業生産量の推移(和歌山県)



資料:農林水産省「漁業·養殖業生産統計|

漁業就業者数の推移(和歌山県)



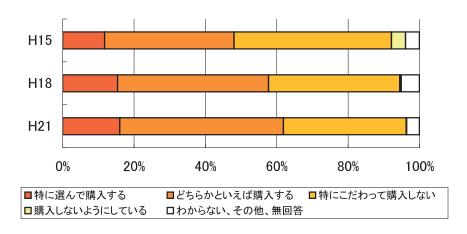
□男性(15~24歳) □男性(25~39歳) ■男性(40~59歳) ■男性(60歳以上) ■女性

資料:農林水産省「2008年漁業センサス」

地産地消の意識、果物・野菜の摂取状況

- ●県内産の食品を意識して購入している人の割合は年々増加しています。このことから、消費者の「地産地消」に対する関心が高まっていることがうかがえます。
- ●農林水産業が盛んな本県での果物摂取量は、全国平均よりも高い状況にありますが、成人平均摂取量は、127.5gと、国・県が目標としている「200g」を下回っています。 特に20歳代~40歳代の摂取量が低くなっています。
- ●本県の野菜摂取量は、全国平均とほぼ同じ状況にありますが、成人平均摂取量は、280.2gと、国・県が目標としている「350g以上」を下回っています。 特に、20歳代・30歳代の摂取量が低くなっています。

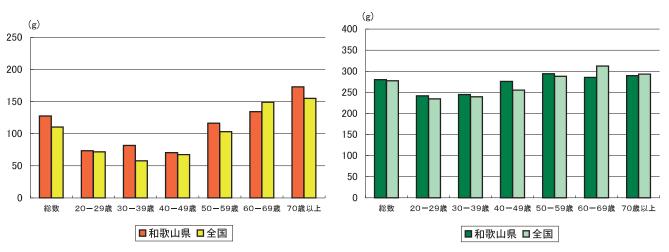
県産食品購入に対する意識の推移(和歌山県)



資料:和歌山県「食の安全・安心に係る県民アンケート調査」

年代別果物類摂取量の状況(和歌山県・全国)

年代別野菜類摂取量の状況(和歌山県・全国)

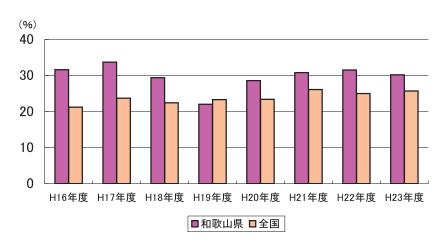


資料:厚生労働省「平成23年国民健康・栄養調査」和歌山県「平成23年県民健康・栄養調査」

学校給食における地場産物の活用状況

- ●本県の学校給食における地場産物の活用状況は、全国平均よりも高い傾向にありますが、農林水産業が盛んな本県においては、より一層の活用率の向上が望まれます。
- ●学校等と生産者を結ぶコーディネーターの育成など、地場産物の活用が進む体制を整える必要があります。

学校給食における地場産物活用の推移(和歌山県・全国)



※調査期間における学校給食の献立に使用した食品のうち、当該都道府県で生産、収穫、水揚された食材の使用率。

資料:文部科学省・和歌山県「学校給食における地場産物の活用状況調査」

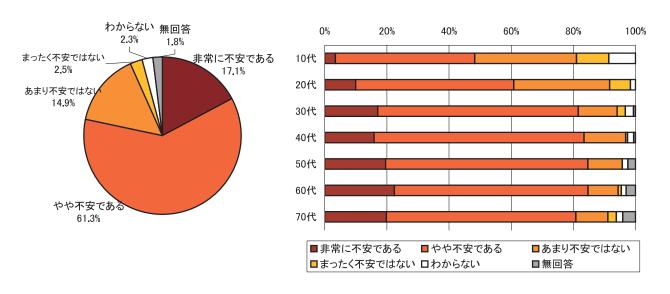
(5) 食の安全・安心

食の安全・安心に関する意識

●本県の消費者の約8割が食品に対して何らかの不安を感じると回答しています。年代別にみると、 30代から不安を感じる人の割合が高くなり、50代までは年代が上がるごとにその割合は増加しています。

食品の安全性に対する不安感(和歌山県)

年代別の不安感 (和歌山県)

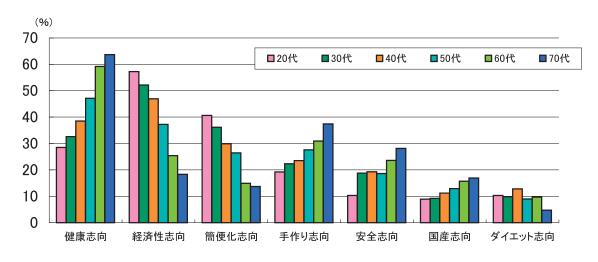


資料:和歌山県「平成21年度食の安全・安心に係る県民アンケート調査」

食に対する志向

●年齢が高くなるほど健康面や安全面を重視する傾向が見られます。また、若い世代では経済性や簡便性を求める傾向が強くなっています。

年代別食に対する志向(全国)



資料:日本政策金融公庫「日本公庫・平成24年度上半期消費者動向調査」

3

食育の推進目標

(1)基本方針

行政、家庭、保育所·幼稚園·学校及び地域が支え合い、県民みんなが心身ともに健全で豊かな生活を送れるよう、食育を県民運動に広げていくため、第1次計画に引き続き、基本方針を次のとおり定めます。

県民みんなが学び、理解し、実践できる食育の推進

(2)重視する視点

食育の取組や施策を推進する上で、次の4つの視点に着眼して取り組みます。

①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進

食育は、子どもから高齢者まで、全世代を通して必要不可欠なものであることから、 生涯にわたって間断なく食育を推進する「生涯食育社会」の構築が求められています。 特に、県外の大学・短大への進学率や高齢者単身世帯割合が高い本県においては、関 係者が課題や目標を共有しながら、それぞれのライフステージに応じた間断ない食育を 進めます。

②食を通じたコミュニケーションの強化

家族や友人で楽しく食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」は、食育の 原点であり、特に子どもにとっては、基本的な食習慣の習得の場ともなります。

多様化するライフスタイルにも配慮しつつ、家庭をはじめとした様々な場面での食を 通じたコミュニケーションの推進を図ります。

③県の農林水産物と地域の食文化に根ざした食育の推進

本県は、全国有数の生産量を誇る果樹や、多種多様な水産資源など、豊かな自然に恵まれた食材の宝庫であり、また、醤油や鰹節の発祥の地として伝統的な食文化や郷土料理が育まれてきました。

こうした本県の特色を活かし、消費者と生産者の交流や体験活動、地産地消の推進や 地域の食文化の継承等、和歌山ならではの「食」を実感できる食育を進めます。

④食の安全・安心に支えられた食育の推進

食の安全性の確保は、安心して食生活を送るための基本的な条件であり、健康の維持に欠かすことができません。

消費者である県民が、安全・安心な食生活を送るために自ら適切な判断を行えるよう、わかりやすい情報提供や、消費者、生産者、事業者等の関係者が意見交換を行うリスクコミュニケーションの一層の充実を図ります。

(3) 具体的な数値目標

食育推進の達成状況を客観的に把握・評価できるよう、主要な項目について、定量的な目標値を設定します。

①食育に関心を持っている県民の割合の増加

食育を県民運動として推進し、成果を上げるためには、県民一人ひとりが自ら実践を心が けることが必要です。そのためには、まずより多くの県民に食育に関心を持ってもらうこと が欠かせないため、「食育に関心を持っている県民の割合の増加」を目標とします。

項目	現状値(H21)	目標値(H29)	担当課室
食育に関心を持っている県民の割合	79.8%	90%以上	果樹園芸課

②家族や友人と一緒に楽しく食事をする県民の割合の増加

家族や友人などとコミュニケーションをとりながら食事をする「共食」は、望ましい食習慣を身に付けるとともに、食の楽しさを実感することで、精神的な豊かさをもたらすものと考えられます。そのため、家族形態の変化などに配慮しつつ、「家族や友人と一緒に楽しく食事をする県民の割合の増加」を目標とします。

項目	現状値(H23)	目標値(H29)	担当課室
家族や友人と一緒に楽しく 食事をする県民の割合	84.3%	90%以上	健康推進課

③朝食を欠食する県民の割合の減少

食生活上の大きな問題である朝食の欠食は、若い世代を中心に高い状況にあります。このため、望ましい食習慣の形成途上にある子どもでは、「子ども(小学生)の欠食率ゼロ」を目標とし、また、特に欠食率が高い若年男性では、「20歳代及び30歳代男性の欠食率の減少」を目標とします。

項目	現状値(H23)	目標値(H29)	担当課室
子ども(小学生)の朝食欠食率	0.9%	0%	総務学事課 健康体育課

項目	現状値(H23)	目標値(H29)	担当課室
20~30歳代男性の朝食欠食率	25% (20歳代 17% (30歳代 28%)	15%以下	健康推進課

④学校給食の実施率の増加

学校給食は、子どもたちの食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を 果たすものですが、本県の学校給食の実施率は低い状況にあります。そのため、市町村とも 十分連携し、学校における食育の一層の充実を目指して、「学校給食の実施率の増加」を目 標とします。

項目	現状値(H23)	目標値(H29)	担当課室
学校給食の実施率 (小学校)	94.8%	100%	健康体育課
学校給食の実施率(中学校)	56.6%	80%	健康体育課

⑤学校給食における地場産物を使用する割合の増加

学校給食に地場産物を活用することは、子どもが食材を通して地域の自然や文化、産業等への理解を深めたり、生産等に携わる人々の苦労に触れ、食に対する感謝の気持ちを育む上で重要です。そのため、「学校給食における地場産物を使用する割合の増加」を目標とします。

項目	現状値(H23)	目標値(H29)	担当課室
学校給食における地場産物を 使用する割合(品目ベース)	30.2%	40%	果樹園芸課 健康体育課

⑥小・中学校における食に関する指導の全体計画の作成割合の増加

学校における食育は、子どもたちが食に関する知識や能力等を総合的に身に付けることができるように、各教科等における食に関する指導を計画的・継続的に進めていくことが重要です。そのためには、学校教育活動全体を通じて、学校長のリーダーシップのもとに、全教職員が共通理解の上で連携・協力して取り組むことが重要であることから、「県内全ての小・中学校における食に関する指導の全体計画の作成」を目標とします。

項目	現状値(H23)	目標値(H29)	担当課室
小・中学校における食に関する 指導の全体計画の作成割合	73%	100%	総務学事課 健康体育課

⑦栄養教諭の配置割合の増加

学校における食育を推進するためには、食に関する指導の中核的な役割を担い、教職員及 び家庭・地域との連携・調整の要となる栄養教諭の配置が必要です。そのため、「栄養教諭の 配置割合の増加(各市町村に配置)」を目標とします。

項目	現状値(H23)	目標値(H29)	担当課室
栄養教諭の配置割合(各市町村)	43.3%	90%	健康体育課

⑧和歌山版「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている県民の割合の増加

県民が健全な食生活を実践するためには、自分にとって必要な食事の量を把握し、適切な 食事をすることが重要であるため、「和歌山版「食事バランスガイド」等、様々な食事に関 する指針*を参考に食生活を送る県民の割合の増加」を目標とします。

項目	現状値(H23)	目標値(H29)	担当課室
和歌山版「食事バランスガイド」等を 参考に食生活を送っている県民の割合	72.5%	80%以上	果樹園芸課

^{*}和歌山版「食事バランスガイド」、「食事バランスガイド」、「食生活指針」、「6つの基礎食品」、「3色分類」、「日本人の食事摂取基準」など、科学的根拠に基づいて国や県などが示した指針

⑨メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している県民の割合の増加

生活習慣病の有病者やその予備群とされている人では、内臓脂肪型肥満やこれに伴う高血糖、高血圧又は脂質異常を重複的に発症させる、メタボリックシンドロームの状態にある傾向がみられ、その改善を図る必要があることから、「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防や改善のための適切な食事、定期的な運動、定期的な体重計測を継続的に実践している県民の割合の増加」を目標とします。

項目	現状値(H23)	目標値(H29)	担当課室
メタボリックシンドロームの予防や改善のための適切 な食事、運動等を継続的に実践している県民の割合	65.9%	70%以上	健康推進課

⑩食育情報を提供する店舗の登録数の増加

食育の推進には、日常生活のあらゆる場面での啓発が必要であり、特に県民が普段利用する店舗等で情報を提供することで、食育への関心や理解が自然と深まることが期待できます。このため、「食育情報を提供する店舗の登録数の増加」を目標とします。

項目	現状値(H23)	目標値(H29)	担当課室
食育情報を提供する店舗	319店	400店以上	健康推進課
(和歌山食育応援店)の登録数	319/0	400/日以上	(是)水)正(是)水
食育情報を提供する店舗	77店	100店以上	果樹園芸課
(ふるさと和歌山食週間推進店舗) の登録数	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	100/6以上	

⑪成人の1日あたりの野菜類の平均摂取量の増加

県民の成人における野菜摂取量は、「健康日本21」で望ましい量の目安とされている350g に達していないことから、「成人の1日あたりの野菜類の摂取量350g以上」を目標とします。

項目	現状値(H23)	目標値(H29)	担当課室
成人の1日あたりの野菜類の摂取量	280 . 2g	350g以上	健康推進課

②1日あたりの果物類の平均摂取量の増加

県民の果物摂取量は、「食事バランスガイド」で示されている200gに達していないことから、「1日あたりの果物類の摂取量200g」を目標とします。

項目	現状値(H23)	目標値(H29)	担当課室
1日あたりの果物類の摂取量	127 . 5g	200g	健康推進課

③食育の推進に関わるボランティアの数の増加

食育を県民運動として推進し、県民一人ひとりの食生活において実践してもらうためには、地域で生活に密着した活動に携わるボランティアの果たす役割が重要です。そのため、「食育の推進に関わるボランティアの数の増加」を目標とします。

項目	現状値(H23)	目標値(H29)	担当課室
食育の推進に関わるボランティアの数	2,857人	3,000人以上	健康推進課 果樹園芸課

(4)食品の安全性の基礎的な知識を持っている県民の割合の増加

健全な食生活の実現のためには、食品に関するリスクなど安全性に関する情報を受け止め、適正に食品を選択する力を身につけることが必要です。このため、食品の安全な取り扱い方や食品の選び方など「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合の増加」を目標とします。

項目	現状値(H21)	目標値(H29)	担当課室
食品の安全性に関する基礎的な	63.6%	80%以上	食品·生活衛生課
知識を持っている県民の割合	03.070	0070以上	民田・土川街土林

⑤食育推進に取り組んでいる市町村の割合の増加

県民運動として食育を推進していくためには、市町村においてもその取組が継続して進められることが必要です。食育基本法では、地方公共団体に対して、地域の特性を活かした施策についての計画を策定し、食育推進に取り組むよう求めています。このため、「全ての市町村で食育に関する計画を作成すること」と「全ての市町村で食育推進に取り組むこと」を目標とします。

項目	現状値(H23)	目標値(H29)	担当課室
食育推進計画を作成している 市町村の割合	23%	100%	果樹園芸課
食育推進に取り組んでいる 市町村の割合*	100%	100%	果樹園芸課

^{*}食育基本法第19条~25条に、地方公共団体が講ずるものとして掲げられた食育推進に関する基本的施策

4

施策展開の方向

(1) 家庭における食育の推進

食育の基礎を形成する場である家庭は、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性 を育んでいく上で、非常に重要な役割を担っています。

特に、家族だんらんの場である「共食」は、食の楽しさを実感するだけでなく、食に関する知識やマナーを習得し、社会性を身に付ける場としても重要です。

そのため、家庭での食育への関心と理解が進み、親から子どもへ食を大切にする心が受け 継がれるような取組を行っていきます。

①「共食」の推進

食を通じて豊かな情緒が育まれ、望ましい食習慣や社会性が身に付けられるよう、家族と 食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」の推進に取り組みま す。

そのため、「おやこ食育教室」などにおいて、食の楽しさを親子で学び、会話を楽しみながら料理や食事をする中で、栄養バランスや食事のマナーなど、適切な食習慣を身に付ける機会や学習の場を提供します。

また、学校等においては、多様な家庭の態様があることを十分認識しつつ、保護者を招いて給食を一緒に食べる「ふれあい給食」などを通じて「共食」の機会の確保に努めます。

②食に関する知識の習得・実践

食の大切さを理解し、望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を実践することができるよう、料理や食に関する基本的なことを学ぶ機会の充実を図ります。

そのため、乳幼児健診など、育児期の親が集まる場を活用して、乳幼児の健全な食習慣 や、保護者自らの生活習慣病予防について、実践的に学べる機会を提供します。

また、食と健康についての関係を正しく理解し、実践に結びつけられるよう、様々な行事等の機会を通じて「健康づくりのための食生活指針」や、1日にとる食事の望ましい組み合わせやおおよその量を地域の食材や郷土料理も交えて分かりやすく示した和歌山版「食事バランスガイド」の普及啓発に取り組みます。

さらに、県民自身が食の安全の知識を身に付け、適切な食品選択ができるよう、食に関する様々な情報を、パンフレットや県のホームページなどにより、わかりやすく、正確に、迅速に発信します。

③保育所・幼稚園・学校と連携した食育の推進

「早寝・早起き・朝ごはん」の実践による基本的な生活習慣の確立や、生活習慣病につながる恐れのある肥満防止のための適切な食習慣や運動習慣を実践するための効果的なはたらきかけ等、教育現場から家庭に対する情報発信を行います。

また、学校等において、子どもの食生活、食習慣に関する保護者からの相談にも積極的に 対応していきます。

さらに、家庭と保育所・幼稚園・学校が互いに補完し合い、連携しながら、子どもの発達 段階に応じて、食への関心や食品を選ぶ力、食に関わる人々へ感謝する心が育つような食育 を進めます。

(2) 保育所・幼稚園・学校における食育の推進

子どもに対する食育は、健全な食生活の実現や心身の成長が図られるよう、子どもの発達 段階に応じて進めていく必要があります。

特に保育所・幼稚園・学校においては、家庭や地域と連携した食育を行う中心的な存在として、魅力ある食育活動が効果的に進められることが求められています。

そのため、保育所・幼稚園・学校において、あらゆる機会や場所を通じて、積極的に食育の 取組を行っていきます。

①食に関する知識の習得・実践

保育所・幼稚園においては、食材とのふれあいや食事の準備をはじめとする食に関する様々な体験を通じ、適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、心と体の健康など豊かな人間性の育成を図るため、各施設の創意工夫のもと、食育の指針や計画が作成・推進されるよう支援します。

また、乳幼児の発育・発達過程に応じた食育が効果的に行われるよう、保育所・幼稚園の教職員を対象にした食育に関する研修会を開催します。

学校においては、給食の時間や各教科等の時間を通じて、望ましい食習慣を確立させ、食に関する自己管理能力が段階的に身に付けられるよう、学校教育活動全体で食育の推進に取り組むために「食に関する指導の全体計画」を策定し、学校長のリーダーシップのもと、全教職員が共通理解の上で組織的に食育の推進に取り組みます。特に、各学校における食に関する指導の要となる栄養教諭の配置割合を増加させ、高い専門性を生かした、きめ細かな指導を行います。

また、生活習慣病予防に関する知識を習得させるため、地域の医師や管理栄養士などが学校に出向いて講義を行ったり、県内の農林水産業への理解促進のために副読本を活用するなど、食に関する知識の向上に取り組みます。

②体験活動を通した食の学習

郷土料理や地域の食材を活かした料理の調理体験、学童農園における栽培体験、地域の漁港等での漁業体験など、様々な体験学習から、食べ物が食卓に届くまでの様子や、季節による農産物の生育状況、水産物の漁獲方法などを実感しながら理解を深め、食への関心を高める取組を推進します。

同時に、体験を通じて地域の自然、食文化、産業や、食料の生産・流通・加工等に関わる 人々の努力への理解を深め、感謝の気持ちや郷土への愛着を育むとともに、食べ物を大切に する心を育てられるような体験活動の取組を推進します。

③学校給食の普及・充実

本県においては学校給食の実施率が低い状況にあることから、市町村と密接に連携しながら学校給食の実施率向上に取り組みます。

また、学校給食に郷土料理や行事食を取り入れたり、「和歌山県食育推進月間」や「ふるさと和歌山食週間」を中心に旬の地元食材を積極的に活用するなど、献立内容の充実をはたらきかけるとともに、献立を通した栄養や食事構成の指導、準備・会食・後片付けを通した奉仕・協力・社会性の指導など、給食を「生きた教材」として活用することで、食育活動のより一層の充実を図ります。

さらに、地場産物の活用推進の観点から、米飯を取り入れた給食を推進します。

(3)地域における食育の推進

食育は、乳幼児から高齢者まで、全ての県民が継続して実践していく必要がありますが、 ライフスタイルの変化などにより、家庭や教育現場だけで食の力を育むことが困難になって いる中、地域における食育の推進は重要な要素を担っています。

特に、不規則な生活になりがちな若い世代、働き盛りの男性、単身世帯が多い高齢者など、食育のはたらきかけが行き届きにくい方々に対する取組が求められています。

そのため、食品事業者、食育ボランティア、関係団体など、地域で食育活動に取り組む 方々と連携しながら、実践に結びつく食育の取組を行っていきます。

①食生活・生活習慣改善活動の推進

食育フェアや各種講習会を開催し、「健康づくりのための食生活指針」や和歌山版「食事バランスガイド」の普及・啓発を図ります。

また、生活習慣病やメタボリックシンドロームの予防の取組として、特に働き盛りの年代等を中心に、医師や管理栄養士が講師となって健康講座を実施したり、「特定健康診査」 「特定保健指導」の利用を啓発するなど、積極的なはたらきかけを行います。

さらに、地域保健と職域保健(事業所等)が連携して健康事業等を行えるよう、二次保健 医療圏ごとに地域・職域連携推進協議会を設置し、地域での取組を実践するためのリーダー となる人を養成する講習会を開催するなど、生活習慣病予防の体制整備を図ります。

②食品関連事業者等と連携した食育の推進

食品表示の適正化を図るため、正しい知識を有する食品表示推進者の育成講習会を開催したり、フードチェーン全体における食の安全確保のため、「流通・販売段階における衛生管理マニュアル」の導入を促進するなど、食品事業者による自主的な食育の取組を支援するとともに、HACCPの手法等に基づく衛生管理に取り組む施設を認定する制度などにより、より安全な生産物の供給と消費者の安心・信頼の醸成につながる取組を推進します。

また、栄養バランスに優れたメニューや弁当などを提供する「和歌山食育応援店」や、地場産物や郷土食等の理解促進と地場産物の利用拡大に取り組む「ふるさと和歌山食週間推進店舗」など、食育や地産地消を推進する店舗を増やし、企業と連携して県民が食育に取り組みやすい環境整備を行います。

特に、「和歌山食育応援店」は、食育への関心が薄れがちな若年層や、低栄養が心配される高齢者にも利用されていることから、店舗と連携を図りながら、実践的な食生活支援を行います。

③地域の特色ある食文化の理解と継承、発展

地域で育まれた郷土料理や伝統食、行事食などの食文化を継承するため、小学校等で料理 体験の場を設けたり、関係団体が開催する料理教室を支援します。

また、食に関する行事やイベント等の場を活用して、世代を超えた交流を促進し、手づくりの味や地域の食文化の伝承を推進します。

さらに、農村女性等の料理講習会や消費者との交流会の開催など、地域食文化伝承活動を 推進し、県民の農業や地域農産物、食文化に対する理解促進を図ります。

(4)和歌山の農林水産業に根ざした食育の推進

食育の推進、特に食に対する感謝の気持ちを深める上で、農林水産業に対する理解促進が不可欠ですが、流通形態の複雑化などにより、「食」と「農林水産業」の距離が遠ざかっていると言われる中、消費者と生産者との顔が見える関係の構築が求められています。

また、農林水産物の生産現場は、地域で食育を進めていく上で貴重な学習の場であり、生産者と消費者との交流を通じて、地域の活性化、ひいては郷土を愛する心を育むことにもつながります。

そのため、和歌山の豊かな自然の中で育まれた「食」と「農林水産業」を実感・体感できる 食育の取組を行っていきます。

①体験活動を通じた食に関する学習の推進

地元食材をより身近に感じ、地域の農林水産業の生産活動や、自然とのつながりへの理解 を深めることができるよう、農業や漁業等を実感・体感できる場や機会を提供します。

また、保育所・幼稚園・学校における地場産物に関する生産状況、機能性紹介や、栽培体験学習、ボランティアによる出前授業などの幅広い取組を推進するとともに、農林水産業者や食品関連事業者、関係団体等が地域において行う体験学習を促進します。

②地産地消の推進

食育と地産地消を県民運動として重点的に推進するため、毎月第3月曜日からの1週間を「ふるさと和歌山食週間」と定め、学校給食や外食産業、直売所等の場において、地場産物の利用拡大や食文化への理解促進に取り組みます。

また、学校給食で継続的に地元食材の活用が図られるよう、農林漁業者団体と保育所・幼稚園・学校の連携のもと、学校等と生産者を結ぶコーディネーターの育成や、生産者との直接契約による食材供給など、児童生徒に安心・新鮮な地元食材を届けるシステムづくりを推進します。

さらに、県のホームページなどを活用し、農林水産物の生産状況や機能性、旬の情報を発信するとともに、地場産物や伝承料理を盛り込んだ和歌山版「食事バランスガイド」等の普及啓発を図り、地産地消の推進を図ります。

また、県内流通事業者及び生産者・製造者と連携し、朝市夕市交流会や地産地消フェア等の開催、県産品取り扱い店舗「わかやま産品応援店」や和歌山の果実を使ったご当地スイーツ「わかやまポンチ」を提供する登録店舗の拡大など、地産地消の観点から本県産農林水産物を活用する取組を促進します。

③生産者と消費者の交流促進

産地直売所や市民農園、廃校などを活用した体験交流施設など、消費者との交流拠点となる施設の整備や、都市住民と農林漁業者の交流促進を図るグリーン・ツーリズムの推進など、 農山漁村における交流の活性化を支援します。

さらに、地域資源の掘り起こしや人材の育成、産地直売所等における旬の食材のPRや農作業体験、伝統料理の講習会のイベントなどを通じて、消費者との交流を促進します。

(5)県民運動としての食育の推進

平成19年に作成した和歌山県食育推進計画に基づき、イベントや講習会の開催などの啓発 活動を行ってきたことで、「食育」という言葉が広く県民に浸透してきました。

また、食育の推進に関わるボランティアの数が着実に増加しており、今後は地域での食育 推進運動の中核的役割を担うことが期待されています。

このため、今後も県民の主体的な食育の実践に結びつく取組を、食育ボランティアをはじめとする関係者と緊密に連携・協力を図りながら、県民運動として展開していきます。

①情報の共有・発信、県民に対する啓発・広報

食育に関する取組事例、県内外のイベント、望ましい食習慣等に関する情報や食品検査、 食品の安全性に関する情報、また地場産物に関する情報などを、県のホームページなどを通 じてタイムリーに分かりやすく県民に提供します。

また、食育推進のための各種研修会やイベント等の開催、食の安全に関するリスクコミュニケーションの場の提供など、県民のニーズを把握しながら正しい知識を伝える機会を提供します。

さらに、「みかぼう食育通信」などの食育情報誌やメディア等を活用し、あらゆる世代、 様々な立場の県民が、自ら食育に関する活動を実践できるよう、ライフステージに応じた具 体的な実践や活動に関する情報を提供します。

②ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等

食に関する豊かな知識と経験を持ち、県民生活に密着した活動を行う食生活改善推進員、 生活研究グループ員、わかやま食の安全サポーターなどの食育ボランティア活動を行う人材 を、関係機関、団体等と連携して育成するとともに、これらの人材の活用を推進します。

特に、食育活動が広まるよう支援するため、「わかやま食育応援隊」の登録人数を拡大し、学校や地域での積極的な活用を促します。

また、ボランティア等による自発的な活動が県内全域で展開されるよう、優れた活動を行う個人や団体に対して表彰を行います。

③食育推進運動の普及・定着

国が設定する「食育月間」(毎年6月)や「食育の日」(毎月19日)とは別に、毎年10月を「和歌山県食育推進月間」と定め、この月間には、「県民の友」やラジオスポットによる啓発をはじめ、食育フェアや各種研修会など食育に関するイベント・行事を集中的に開催することにより、県民の食育に対する理解を深めるとともに、食育に取り組む気運を醸成し、食育推進運動の定着を図ります。

また、一年を通じて継続的に食育・地産地消を推進するため、毎月第3月曜日からの1週間を「ふるさと和歌山食週間」と定め、県民の食育・地産地消の実践を後押しする活動を展開します。

さらに、多様な関係者で構成する県食育推進会議を中心に、関係団体等のネットワークを 活用し、市町村等とも連携しながら、幅広い食育の展開を推進します。

5

ライフステージに応じた食育の取組

発育・発達や年代に応じた食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたり健康で生き 生きとした生活を送るための食習慣が形成されます。

このため、乳幼児期から高齢期までを6つのライフステージに区分し、それぞれの特徴に 応じた取組の方向性と内容を示し、間断ない食育を関係者が連携して進めていきます。

ライフステージ	年齢区分	テーマ
乳幼児期	おおむね 0 ~ 5歳	食に関する基礎づくり
小·中学校期	おおむね 6 ~ 15歳	食の基本的な知識・食行動の習得
高等学校期	おおむね 16 ~ 18歳	食に関する自己管理能力の育成
青年期	おおむね 19 ~ 39歳	健全な食生活の実践
壮年期	おおむね 40 ~ 64歳	食生活の見直しと健康維持
高齢期	おおむね 65歳 ~	健康状態に合わせた食生活の実践

(1)乳幼児期(おおむね0~5歳)

テーマ

「食に関する基礎づくり」

乳幼児期は、生涯にわたり健康で生き生きとした生活を送る基本としての「食を営む力」の基礎を身に付ける時期です。

この時期は、食生活のリズムの基礎を身に付けるとともに、味わって食べたり食への関心を持ったりすることで楽しく食べることができるよう、家庭での共食を中心として、保育所・幼稚園等でも、望ましい食習慣の基礎を形成することが大切です。

〈取組の方向性〉

- ●望ましい食習慣の基礎をつくるために、規則正しい生活のリズムを身に付ける
- ●家族等と楽しく食卓を囲んでコミュニケーションを図る共食を通じて、食べることの楽し みや食事のマナーを身に付ける
- ●成長・発達に応じた食事を通じて、味覚の基礎を養う
- ●食べ物への関心や大切にする心を育て、食べることを楽しむ

家庭での取組

- ●一日三食の規則正しい食事をもとに生活のリズムをつくる
- ●授乳の際の親子のふれあいや家族で一緒に食卓を囲むことにより、楽しい雰囲気で食事をする
- ●食前食後の挨拶や食前の手洗いなど、気持ちよく食事するためのマナーを伝える
- ●様々な食べ物を味わうことにより、好き嫌いをなくす
- ●栄養バランスのとれたうす味の料理に配慮し、食べ物本来の味を伝える
- 身体の発育に応じて、噛み応えのある食べ物を食する機会を増やす

保育所・幼稚園での取組

- ●保育所や幼稚園での食事を通じて、できるだけ多くの食材に出会う機会を増やす
- ●他の子どもたちと楽しく食べることができる環境をつくる
- ●食事内容、箸やスプーン・食器の種類などを工夫し、食べ物·食事に対する興味を引き 出すとともに、食事のマナーを伝える
- ●給食に地場産物を活用し、地域食材へ触れる機会を増やす
- ●栽培、収穫、調理という一連の体験を通して、自然や食べ物に感謝する気持ちと、食への関心を育む
- ●保護者との連携による食物アレルギーへの対応を行う

■ 地域(生産者·事業者を含む)での取組 ====

- ●地元食材等の栽培や収穫体験の場を提供し、食に対する関心を引き出すとともに、食べ物の作られる過程などを伝える
- ●保育所や幼稚園で行う親子料理教室等の食育に関する行事へ協力する
- ●給食への地場産物の提供、地場産物活用方法や郷土料理の伝承により、食への関心を育む。
- ●乳幼児を育てる保護者に対し、地域において蓄積された食に関する子育ての知識、経験、技術を活用した助言や支援を行う

「食の基本的な知識・食行動の習得」

小・中学校期は、心身ともに著しい成長が見られ、食習慣の基礎が完成する時期です。

この時期は、学校生活という本格的な集団生活の始まりとともに、友達との交流、習い事や塾通いなどで過ごす時間が増え、家族間の生活時間のずれ等から、家族揃って食事をする機会が減少し、朝食の欠食や食事マナーの乱れ、食に対する関心の薄れ、偏った食事による肥満や小児生活習慣病の増加等の食生活に起因する健康問題が起きてくる時期でもあります。

このため、家庭や学校などで楽しく食事をする機会を通じ、食に関する基本的な知識や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、体験学習などを通して食の大切さを学ばせることも大切です。

〈取組の方向性〉

- ●食生活と健康について自ら考えることで、正しい知識を身に付け、基本的な食習慣を確立 する
- ●食事を家族や仲間と楽しく食べる機会を増やし、食べる楽しみを覚えるとともに、食事マ ナーを身に付ける
- ●食事づくりの協働などを通じて、食に関する知識と関心を広げる
- ●体験学習などを通じ、食への関心を引き出し、食べ物を大切にする心や感謝の気持ちを育てる

家庭での取組

- ●朝食をきちんと食べ、一日三食の規則正しい食生活リズムを習慣化する
- ●家族等で楽しく食卓を囲む共食の機会を増やし、家族団らんによる食の楽しさを実感する
- ●食前食後の挨拶、食前の手洗い及び箸の使い方など、食事マナーの基礎を習得する
- ●成長に必要な栄養バランスのとれた食事内容を工夫する
- ●間食(おやつ)の内容、量、時間について考える
- ●郷土料理や年中行事に合わせた食事を取り入れる
- ●食事づくりの手伝い、買い物など、年齢に応じた食事に関する役割を習慣化し、基礎的 な実践力を養う
- ●様々な旬の食材を使った食事を通じ、味覚や知識を広げる

小学校

- ●食に関する指導の全体計画を作成し、給食の時間や各教科等の時間において、学級担任・教科担任と栄養教諭等が協力し、全教職員が共通理解のもとに工夫をこらした食育を展開する
- ●友人との共食を通じて、一緒に食べる楽しさを味わわせるとともに、箸の持ち方や手 洗い、食事時の話の内容等、食事マナーを身に付けさせる
- ●朝食の必要性や食べ物のはたらき、健康との関わりなど、各教科等と関連させた食に 関する指導を実施する
- ●本県の食料生産や消費について理解させ、調理実習などを通じて、食に関する幅広い 知識を身に付けさせる
- ●学校給食に地場産物を積極的に活用して、地元の食材や郷土料理に触れ、地域の自然 や食文化、産業等への理解を高めさせる
- ●学校農園などでの栽培・収穫体験などを通じ、食べ物を大切にする心や食物の生産等に 関わる人々に感謝する気持ちを育てる
- ●家庭との連携のもと、食物アレルギーへの対応を学校全体で行う

中学校

- ●食に関する指導の全体計画を作成し、学級担任・教科担任と栄養教諭等が協力し、全 教職員が共通理解のもとに工夫をこらした様々な食育を展開する
- ●友人との共食を通じて、一緒に食べる楽しさを味わわせるとともに、食事マナーや望ましい食習慣を定着させる
- ●食生活を自己管理するための準備期間として、過度の痩身や肥満が健康に及ぼす影響 や食事と体の関係など、必要な知識を習得させ、実践力を育てる
- ●本県の食料生産や消費について理解させ、調理実習などを通じて、食に関する幅広い 知識を身に付けさせる
- ●学校給食に地場産物を積極的に活用して、地元の食材や郷土料理に触れ、地域の自然 や食文化、産業等への理解を高めさせる
- ●栽培・収穫体験などを通じて、食べ物を大切にする心や食物の生産等に関わる人々に感謝する気持ちを育てるとともに、食に関わる職業への理解を深めさせる
- ●家庭との連携のもと、食物アレルギーへの対応を学校全体で行う

地域(生産者・事業者を含む)での取組 -

- ●食生活改善推進員等の食育の推進に関わるボランティアが中心となり、望ましい食習慣の実現や食の安全性·食品の選択に関する知識、情報を提供する
- ●食育の推進に関わるボランティア等との連携により、親子食育教室や食文化を伝承する ための料理教室等を開催し、食に関する幅広い知識を広げる
- ●生産者との直接契約など、学校と生産者との連携により、学校給食への地場産物の供給 を図るとともに、児童生徒に対して地元食材の紹介に努める
- ●学校の授業への協力や、農林水産業・食品の生産や販売等の現場における実習体験の場の提供など、学校·家庭·地域が連携した食育を推進する
- ●地元の食材や郷土料理など、和歌山らしい食文化を外食でも味わえることを推進する

「食に関する自己管理能力の育成」

高等学校期は、多くの生活習慣が定着され、食生活の自己管理が要求される時期です。 この時期は、自分の考えに従った行動をとるようになり、友達と過ごす時間がさらに増え、保護者による子どもの食生活の管理が難しくなる時期です。

また、クラブ活動や塾通い、習い事や受験勉強などの時間が増え、生活リズムが乱れがちになるとともに、反抗期とも重なることから、食事リズムが不規則になりがちで、家庭外からの影響を受けやすく、過度の痩身志向や過食、偏食による肥満、サプリメントへの依存などで栄養摂取のバランスが崩れ、健康上の問題も生じやすい時期です。

このため、食に関する知識や経験を深め、健康的な食生活と食事リズムを身に付け、生活 に合わせて食生活を自己管理できるようにすることが大切です。

〈取組の方向性〉

- ●これまでに身につけた知識、望ましい食生活習慣を実践する
- ●自分の健康に関心を持ち、食生活を振り返り、改善する力を育てる
- ●栄養と生活習慣病の関連や栄養バランスなどを理解し、食品を選択する能力や自立のため に必要な調理技術を習得する
- ●食料の生産、加工、流通の仕組み、食料や環境について関心を高め、食に関するボラン ティア活動に取り組む

家庭での取組

- ●朝食をきちんと食べ、一日三食の規則正しい食生活リズムを実践する
- ●家族等で楽しく食卓を囲む共食の機会を増やし、家族団らんによる食の楽しさを再確認 する
- ●健全な食生活を送るために必要な知識を習得し、実践力を育てる
- ●食事が健康に及ぼす影響や適切に食品を選択できる知識、自立のための調理技術を身に付け、家族や友人に食事を提供することの楽しみを実感する
- ●地場産物などを活用し、日本型食生活や行事食、郷土料理に親しむ機会を増やす
- ●食べ残しなどの食品口スを減らし、食と環境について考える

学校での取組

- ●各教科、総合的な学習の時間等の教育活動全体を通じ、様々な食育を展開する
- ●教科において食事と健康についての正しい知識を習得させ、自身の生活に活かす力を身 に付けさせる
- ●「食事バランスガイド」などを活用した食事内容のチェックを行い、食生活を見直し、 改善する力を育てる
- ●生徒ホールなどでの栄養成分表示や食材表示など、食事を選択する際に必要な情報を提供する
- ●過度の痩身や肥満が健康に及ぼす影響や食事と体の関係など、健全な食生活を送るため に必要な知識を習得させ、実践力を育てる
- ●調理実習などを通じて、地元食材や郷土料理への理解を深めさせる

地域(生産者・事業者を含む)での取組 --

- ●食生活改善推進員等の食育の推進に関わるボランティアが中心となり、望ましい食習慣の実現や食の安全性·食品の選択に関する知識、情報を提供する
- ●食育の推進に関わるボランティア等との連携による、食文化伝承のための料理教室等の 開催により、食に関する幅広い知識を広げさせる
- ●バランスよく食品や料理を選べるよう配慮した陳列、栄養成分や食の安全に関する情報 提供、地産地消の推進など、小売店舗や飲食店において工夫した食育を推進する
- ●学校の授業への協力や、農林水産業・食品の生産や販売等の現場における実習体験の場の提供などにより、食べ物を大切にする心や感謝の気持ちを育てるとともに、食に関わる職業への理解を深めさせる

「健全な食生活の実践」

青年期は、保護者から離れ自立し、就職や結婚、出産、子育て等により、生活が大きく変化する時期です。

この時期は、心身ともに充実し、働き盛りの入り口になる時期ですが、一方で、進学や就職等により単身生活を始める人が増え、生活が不規則になったり、朝食を欠食する割合が高くなってきます。

この時期の食生活の状況が壮年期以降の健康に大きな影響を及ぼすことから、食事の栄養 バランスや生活リズムを再点検し、これまで身に付けた食に関する知識や経験を活かして健 全な食生活を実践するとともに、生活習慣病の徴候を見逃さず、早めに生活習慣を改善する ことが大切です。

また、家族や地域に対し、これまで得てきた食に関する知識や情報を発信していく役割を 担う必要があります。

〈取組の方向性〉

- ●健全な食生活実現のため、食に関する情報の適否を判断する能力を身に付ける
- ●自分の健康に関心を持ち、適正な食事量や栄養バランスの知識を習得し、実践する
- ●食についての知識を子どもに教え、家庭での食育に取り組む
- ●地域活動等に参加し、行事食や郷土料理に関する知識や意識を高める

家庭での取組

- 朝食をきちんと食べ、一日三食の規則正しい食生活リズムを実践する
- ●適正な食事量、栄養バランス、食の安全など、食に関する知識を習得する
- ●「食事バランスガイド」などの活用により、自らの食生活の再点検と望ましい食生活 習慣の維持・改善に努め、生活習慣病を予防する
- ●定期的に健康診断を受け、その結果に基づいて健康の維持・改善のための適切な食事、定期的な運動、定期的な体重計測などを実践し、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)や生活習慣病の予防や改善に努める
- ●家族で食卓を囲む共食の機会を通じて、食の楽しさ、食事マナーや食についての基礎 的な知識を子どもに伝える
- ●地場産物の料理への活用や家族での農林水産業体験などを通じて、子どもの食への関心を高める
- ●食べ残しなどの食品ロスを減らし、食の大切さを子どもに教える

地域(生産者・事業者を含む)での取組 -

- ●食生活改善推進員等の食育の推進に関わるボランティアが中心となり、望ましい食習慣の実現や食の安全性・食品の選択に関する知識、情報を提供する
- ●消費者、生産者・事業者、行政が協働して、食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進する
- ●料理教室や体験学習会等の開催を通じて、地域の食材や行事食、郷土料理などについて の知識を伝達する
- ●飲食店や学生食堂、社員食堂などでの栄養成分表示や食材表示、ヘルシーメニューなど、利用者が食事を選択する際に必要な情報・サービスを提供する
- ●農林水産業、食品の生産や販売等の現場における体験・実習の場を提供する

「食生活の見直しと健康維持」

壮年期は、働き盛りである一方、身体機能が徐々に低下し、生活習慣病を発症する危険性が高くなる時期です。

この時期は、職場や家庭の中心となって活躍するため、ストレスが溜まりやすく、一方で 多忙により自分の健康管理が疎かになる傾向があります。また、生活習慣や更年期による体 調の変化など、身体的、精神的に大きな変化を迎える時期です。

このため、自らの健康状態を把握し、食生活などを見直すとともに、メタボリックシンドロームや生活習慣病の予防など、健康維持・増進を図ることが大切です。

また、これまで得てきた食に関する知識を活用するなど、指導的な役割を担う必要があります。

〈取組の方向性〉

- ●望ましい食生活習慣を維持する
- ●健康状態に応じ、食生活を始めとする生活習慣を見直し、健康維持・増進のための生活を 実践する
- ●家庭食や行事食、郷土食などを家族や子どもに継承する

家庭での取組

- ●食事摂取量と運動など、生活習慣と疾病との関連についての知識と関心を持つ
- ●家族及び自己の食生活を再点検し、「食事バランスガイド」などの活用により、食事 バランスや体調にあった食生活に改善し、生活習慣病の原因である肥満・高血圧等を予 防する
- ●定期的に健康診断やがん検診を受け、その結果に基づいて健康維持・改善のための適切な食事、定期的な運動、定期的な体重計測などを実践し、メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群)や生活習慣病の予防・改善に努める
- ●家族で食卓を囲む共食や食事づくりなどを通じて、家庭料理や行事食、郷土料理など の知識と技術を子どもに伝える
- ●地場産物の料理への活用や家族での農林水産業体験などを通じ、子どもの食への関心を高める
- ●食べ残しなどの食品口スを減らし、食の大切さを子どもに教える

地域(生産者・事業者を含む)での取組 -

- ●食生活改善推進員等の食育の推進に関わるボランティアが中心となり、望ましい食習慣の実現や食の安全性·食品の選択に関する知識、情報を提供する
- ●消費者、生産者・事業者、行政が協働して、食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進する
- ●料理教室や体験学習会等の開催を通じて、地域の食材や行事食、郷土料理などについて の知識を伝達する
- ●飲食店や社員食堂などでの栄養成分表示や食材表示、ヘルシーメニューなど、利用者が 食事を選択する際に必要な情報・サービスを提供する
- ●農林水産業、食品の生産や販売等の現場における体験・実習の場を提供する

「健康状態に合わせた食生活の実践」

高齢期は、退職や子どもの自立など生活環境が変化するとともに、個人差はあるものの、 身体機能とともに抵抗力の低下が進み、健康問題も大きくなる時期です。

この時期、一人暮らしの割合も高くなることから、積極的に家族や友人と食事を共にする機会を持ち、豊かな人生経験とこれまで培ってきた知識を地域社会に継承するなど生きがいを持って暮らすとともに、望ましい食生活習慣を維持し、健康状態や活動の程度に合わせた食生活を実践することが大切です。

〈取組の方向性〉

- ●望ましい食生活習慣を維持し、健康状態や活動の程度に合わせた食生活を実践する
- ●家族や友人、自らが暮らす地域での交流により、生きがいを持ち、心豊かな暮らしを目指 す
- ●行事食や郷土料理に関する豊富な知識と経験を家族や地域に継承する

家庭での取組

- ●「食事バランスガイド」などの活用により、食事バランスや体調にあった食生活を実践し、栄養の過剰摂取や低栄養を予防する
- ●定期的に健康診断やがん検診を受け、その結果に基づいて健康維持・改善のための適切 な食事、定期的な運動、定期的な体重計測などを実践し、メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群) や生活習慣病の予防・改善に努める
- ●家族や友人と楽しい雰囲気で食事をする共食の機会を持つ

地域(生産者・事業者を含む)での取組 -

- 食生活改善推進員等の食育の推進に関わるボランティアが中心となり、望ましい食習慣の実現や食の安全性・食品の選択に関する知識、情報を提供する
- ●消費者、生産者・事業者、行政が協働して、食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進する
- ●高齢者の料理教室等食に関する地域活動を実施し、高齢者が生き生きとした暮らしを実 現できるような取組を推進する
- ●地域の行事食や郷土料理をはじめとする食文化の継承など、高齢者が培ってきた知識、 経験を活かした活動を推進する
- ●飲食店などでの栄養成分表示や食材表示、ヘルシーメニューなど、利用者が食事を選択 する際に必要な情報・サービスを提供する
- ●入所・通所施設での食事に対する地場産物の提供に協力する

6

計画の推進に向けて

食育を推進していく上では、県民一人ひとりが食に関わる問題を自らの問題として捉え、 主体的に取り組むことが重要であるとともに、家庭、保育所・幼稚園・学校や地域等、それぞれが役割を分担・連携しながら、食育の実践を県民運動として推進していく必要があります。

(1)計画の推進体制

〈県の推進体制〉

和歌山県食育推進会議、食育推進本部

教育関係者、健康·栄養関係者、消費者団体、生産者·事業者団体、地域活動団体、メディア関係者、学識経験者、行政等で構成する和歌山県食育推進会議において、第2次和歌山県食育推進計画に基づく食育活動を推進します。

また、県庁内の関係部局で構成する和歌山県食育推進本部において、食育の推進に関する 県施策を総合的かつ計画的に推進します。

●食育推進連絡会議

県の振興局を中心として、関係団体等で構成する食育推進連絡会議を各地方に設置し、地域の特性に応じた食育を推進します。

〈市町村の推進体制〉

●市町村食育推進会議等の設置

地域の特性を活かした食育を推進するためには、より県民に身近な行政機関である市町村 が食育に取り組むことが重要となります。

このため、各市町村に市町村食育推進会議等を設置するなど、幅広い分野の関係者、関係 団体の意見も聞きながら、地域の特色をより一層活かした市町村食育推進計画を策定し、実 施していく必要があります。

県においても、市町村の食育推進体制の整備が図られるよう、積極的にはたらきかけを行います。

(2)関係者の役割

〈県の役割〉

国や市町村、関係者・機関・団体との連携を図り、食育に関する施策に総合的かつ計画的に取り組むとともに、食育に対する意識の高揚や県民一人ひとりが食育を実践する機運の醸成に努め、食育を県民運動として推進します。

〈市町村の役割〉

家庭や保育所・幼稚園・学校、地域を結び、関係者・機関・団体との連携を図りながら、地域の特色を活かした食育の推進に積極的に努めるものとします。

〈家庭の役割〉

県民一人ひとりが、家庭での食育が重要な役割を持つことを十分認識し、日常生活における食育の実践に積極的に努めるものとします。特に、共食を通じた食育の推進に取り組むよう努めるものとします。

〈教育関係者等の役割〉

食に関する指導体制の整備に努めるとともに、栄養教諭等が中心となり、学校全体で共通 認識のもと食育を推進するよう努めるものとします。また、家庭や地域等と連携しながら、 子どもの食育の推進に取り組むよう努めるものとします。

〈生産者の役割〉

農林水産業に関する様々な体験・交流の機会を積極的に提供し、自然の恩恵や食に関わる 人々の活動の重要性について、県民の理解を深めるとともに、学校給食への地場産物の供給 など、地産地消への取組を推進するよう努めるものとします。

〈食品関連事業者の役割〉

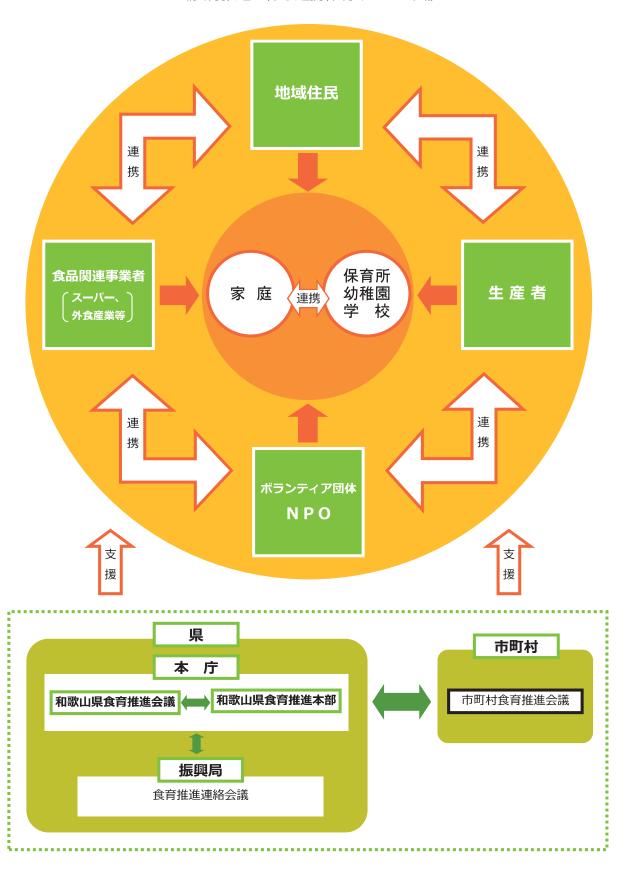
食品の安全性の確保、適正な食品表示はもとより、地場産物を活用した食品の提供、食育に関する様々な体験活動の場の提供や、栄養成分等食に関する情報提供に取り組むよう努めるものとします。

〈NPO、民間団体の役割〉

各組織の特色を活かし、県民の食育の実践につながる効果的な活動を展開するよう努める ものとします。また、他の組織と相互に連携・協力しながら、地域の実情に応じた食育を推進 するよう努めるものとします。

(3)関係者の連携

《食育推進に係る連携体制イメージ図》



(4)計画の推進・進行管理

この計画に位置づけられた食育の各種取組は、県及び各種団体、関係者が相互に密接に連携し、総合的、計画的に推進するとともに、県の施策の進行管理については県食育推進本部が行い、それぞれ、毎年度、県食育推進会議に報告します。

また、本計画の目標年次である平成29年度までに、状況の変化等が生じた場合は、必要な措置を講じることとします。

参考資料

県の取組

①家庭に対する取組

※平成24年度に実施した事業について記載

事業・取組名	内容	担当課室名
食の安全・安心に係る情報の 提供	子育て世代(小・中学生の保護者等)をターゲットとして、食の安全・安心に関する総合的な情報を提供する。	食品・生活衛生課
育児期の親が集まる場を利用 したワークショップ	乳幼児の親が集まる場(乳幼児健診等)を活用し、乳幼児に対する健全な食習慣を 始めとした生活習慣やその親の生活習慣予防について実践的な学習の機会を提供す る。	健康推進課
地域・職域おやこ食育教室	育児期の親と子どもの適正な食習慣の定着をめざした食育講習会を開催する。	健康推進課
企業・団体と連携した健康づ くりのための食育啓発事業	県民に対する健全な生活習慣への動機付け支援として、各種健康チェック・栄養指導・運動体験等の普及啓発イベントを各種企業・団体と連携し実施する。	健康推進課
食育実践地域活動支援事業	地域特性を活かした体験や交流等を通じ、県民自らが食について判断できるようにするための食育推進事業を実施する。 <u>体験を通じた食育推進</u> 食文化の継承、生産者と食卓の連携、食の安全・安心の確保等について、体験を通じて食料の生産過程や安全性の理解を図る。	果樹園芸課
地域における日本型食生活等 の普及促進	県民のバランスのとれた食生活の実現、地産地消・地域食文化への理解促進を図るため、「食生活指針」や「〜紀州わかやま〜食事バランスガイド」等を活用した啓発事業を実施する。	果樹園芸課
地域農業再編普及活動	農産物直売所等において農業者が行う地産地消の取り組みに対する支援を行い、農業者と消費者とが顔の見える関係を構築し、消費者の農業及び地域農産物への理解の促進を図る。	経営支援課
魚食普及活動	県民に対し、水産物を使用した料理教室や、魚のさばき方教室を実施する。	水産振興課
和歌山県PTA指導者研修会 特別部会における取組	「学校給食と食育」の実践発表を通して、学校給食についての理解を深めるとともに、以下の4つを協議の視点として、意見を交流した。 ①毎日朝食をとるように努めること。②バランスの取れた食事を心がけること。③ 「食育」への関心を高めること。④食を通して「家庭の絆」を深めること。	生涯学習課
栄養教諭を中核とした食育推 進事業	(1)栄養教諭を中核として、各地域において、学校における食育推進の取組を強化する。 (2)栄養教諭が中核となって学校・家庭・地域の団体と連携・協力しながら食育推進のための実践的な取組を行い、学校における食育の充実を図る。	健康体育課

②保育所・幼稚園・学校に対する取組

事業・取組名	内容	担当課室名
給食・食育担当職員研修会	 (1)栄養士・調理員向け研修会(紀北・紀南の2回実施) 給食の充実、栄養・衛生管理の改善、調理技術の向上を図る。 → スキムミルクを使った調理実習、講義 (2)保育者向け研修会 幼児の健全な発育及び健康の維持・増進のため、食育の推進に対する認識を深めるとともに、食育への実践力を養う。 → 講義 実践発表 グループ協議 	子ども未来課
「小・中・高から始める 生活習慣病予防」出張講座	児童・生徒の段階から取り組む生活習慣病予防などに関する知識を習得させるため、二次保健医療圏地域・職域連携推進協議会から専門知識を有する者(医師、歯科 医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等)が学校に出向いて講義を実施する。	健康推進課

事業・取組名	内容	担当課室名
学校給食等への県産農水産物 の提供	教育委員会と連携し、子ども達に郷土愛や食に対する感謝の気持ちを醸成するため、小学校における給食や学習活動の機会に、本県の農産物である「みかん」「かき」「さば」の提供を行う。	果樹園芸課
郷土食体験	郷土の食文化と地元農業への子ども達の関心を高めるため、地元農産物を使った郷 土料理体験を実施する。	果樹園芸課
食文化体験	県特産の梅を活用し、調理、加工体験を通じ、和歌山の食文化への理解など食に関する知識と関心を広げる。	果樹園芸課
食育実践地域活動支援事業	地域特性を活かした体験や交流等を通じ、県民自らが食について判断できるようにするための食育推進事業を実施する。 <u>体験を通じた食育推進</u> 食文化の継承、生産者と食卓の連携、食の安全・安心の確保等について、体験を通じて食料の生産過程や安全性の理解を図る。	果樹園芸課
地域における日本型食生活等 の普及促進	県民のバランスのとれた食生活の実現、地産地消・地域食文化への理解促進を図るため、「食生活指針」や「〜紀州わかやま〜食事バランスガイド」等を活用した啓発事業を実施する。	果樹園芸課
梅干しで元気!!キャンペーン	和歌山県内の小学校の児童に対し、県特産物であり、日本古来からの代表的な加工食品である「梅干し」を身近なものとして食する習慣を養うとともに、その機能面や歴史を理解することで「児童一人ひとりが自分の食について関心を持つ」ことを目的に、和歌山県、和歌山県教育委員会、和歌山県漬物組合連合会の共催により実施する。	農業環境・鳥獣害対策室
学校給食用牛乳への理解醸成	和歌山県牛乳協会と連携して、小中学生を対象に、牛乳・乳製品等に対する理解と関心を高めるための取り組みを行う。 1.小学生を対象とした出張!県政お話し講座の開催 2.小中学生を対象とした普及啓発資材の配布 3.中学生を対象とした骨密度測定 以上を実施し、食生活における牛乳の有用性について周知した。	畜産課
青少年水産教室	・小学生等を対象に、漁業に関する体験学習を実施し、「食への理解」を深める。 ・漁具や漁法についての座学、漁港での見学、稚魚の放流などを行う。	水産振興課
魚食普及活動	小中学生を対象に、魚料理の指導や漁業に関する講話等を行う。	水産振興課
栄養教諭を中核とした食育推 進事業	(1)栄養教諭を中核として、各地域において、学校における食育推進の取組を強化する。 (2)栄養教諭が中核となって学校・家庭・地域の団体と連携・協力しながら食育推進のための実践的な取組を行い、学校における食育の充実を図る。	健康体育課

③地域(生産者・事業者を含む)に対する取組

事業・取組名	内 容	担当課室名
青少年の家における取組	青少年の家において、地域に伝わる食品づくりや野外炊飯等の過程を通して、食文 化への理解や食べ物を大切にする心を育むなどの取り組みを実施した。	青少年・男女共同参画課
和歌山県生鮮食品生産衛生管 理システム認証制度	県内の生産現場における生産者等の自主的な衛生管理を推進し、その衛生管理システムを認証することで、より安全な生産物の供給と消費者の生鮮食品に対する安心・信頼につなげていく。	食品・生活衛生課
食の安全リスクコミュニケー ションの推進	食品のリスクについて、消費者・事業者など関係者相互間における幅広い情報や意 見の交換を行うことにより、信頼関係を築く。	食品・生活衛生課
流通・販売段階における衛生 管理マニュアルの導入促進	フードチェーン全体における食の安全の確保のため、「流通・販売段階における衛生管理マニュアル」の導入を促進し、流通・販売における衛生管理の向上を図る。	食品・生活衛生課

事業・取組名	内容	担当課室名
食の安全サポーターの育成・ 活用	食の安全に関し、地域で正しい知識を普及してもらう食の安全サポーターを育成・ 活用する。	食品・生活衛生課
食品表示推進者育成	食品表示に関する知識を有する食品表示推進者を育成するため、表示講習会を開催 し、県内食品事業者における積極的な適正表示の取組を促進する。	食品・生活衛生課
和歌山県食品衛生管理認定制度	県内の食品関係営業者に対し、一般的衛生管理及びHACCPの手法に基づく衛生管理 による自主的な取組を評価し、一定水準以上の管理が認められている施設を認定する。	食品・生活衛生課
食品衛生監視体制の充実	県民の食の安全確保を図るため、「和歌山県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品製造施設等への立入検査や流通食品の検査を重点的かつ効果的に行う。	食品・生活衛生課
地域・職域リーダー養成講習 会	地域や職域(事業所等)で健康づくりのキーパーソンとして活躍していただける者 を養成する講習会を実施する。	健康推進課
企業・団体と連携した健康づ くりのための食育啓発事業	県民に対する健全な生活習慣への動機付け支援として、各種健康チェック・栄養指導・運動体験等の普及啓発イベントを各種企業・団体と連携し実施する。	健康推進課
地域・職域出前講座	地域(保護者会等)や職域(事業所等)が実施する生活習慣病予防などの健康講座 へ二次保健医療圏地域職域連携推進協議会メンバー(医師会、看護協会、栄養士会 等)が講師として出前講座を実施する。	健康推進課
食育実践地域活動支援事業	地域特性を活かした体験や交流等を通じ、県民自らが食について判断できるようにするための食育推進事業を実施する。 <u>体験を通じた食育推進</u> 食文化の継承、生産者と食卓の連携、食の安全・安心の確保等について、体験を通じて食料の生産過程や安全性の理解を図る。	果樹園芸課
地域における日本型食生活等 の普及促進	県民のバランスのとれた食生活の実現、地産地消・地域食文化への理解促進を図るため、「食生活指針」や「〜紀州わかやま〜食事バランスガイド」等を活用した啓発事業を実施する。	果樹園芸課
アグリミズ等チャレンジ21	農村女性等の地域食文化伝承活動を推進し、消費者等の農業及び地域農産物、食文化への理解の促進を図る。	果樹園芸課
栄養教諭を中核とした食育推 進事業	(1)栄養教諭を中核として、各地域において、学校における食育推進の取組を強化する。(2)栄養教諭が中核となって学校・家庭・地域の団体と連携・協力しながら食育推進のための実践的な取組を行い、学校における食育の充実を図る。	健康体育課

④その他(全体に関わる取組)

事業・取組名	内容	担当課室名
「食に関する指導の全体計 画」の作成	私立小学校・中学校における「食に関する指導の全体計画」の作成	総務学事課
循環型社会の構築	食品廃棄物をはじめとする廃棄物のリサイクル(再生利用)を推進し、循環型社会 システムの構築を目指す。	環境生活総務課
消費者への情報発信	消費者向け講演会や情報誌等を通じて食育に関する情報提供を行い、食や子育て、 健康に関する知識の向上を図る。	県民生活課
平成24年度生活教養講座	防災、食育、消費者被害といった県民の身の回りに関する講座を開催し、意識の向 上を図る。	県民生活課
食品表示の適正化推進	JAS法等に基づく食品表示制度の普及・啓発により表示の適正化を図る。	食品·生活衛生課
いわゆる健康食品の安全対策	いわゆる健康食品に起因する健康被害を防止するために、指導者講習会を開催し、 県民に幅広く啓発を進めるとともに、県内製造事業者を対象に、品質管理・衛生管 理の研修会を開催する。 引き続き県内に流通する健康食品の成分検査等を実施し、県民に適切な商品が選択 できるよう情報提供する。	食品・生活衛生課

事業・取組名	内容	担当課室名
在宅栄養士等の研修	地域において、食育の推進が着実に図られるように、栄養指導に当たる栄養士等の 資質向上を図るため研修会等を開催する。	健康推進課
地産地消フェアの開催	大消費地の幼稚園、小学校で食育をテーマに果実をPR 県内百貨店及びスーパーと生産者・製造業者が連携した地産地消フェアを開催する。	食品流通課
産学官連携による商品づくり	コンビ二業者と包括提携協定に基づく県産品を利用した商品づくりを推進する。	食品流通課
わかやま産品応援店の登録推進	県産品の良さを消費者に積極的に P R するため、県産品を取り扱う登録店舗(小売店、飲食店)の拡大を図る。	食品流通課
わかやまポンチのお店等登録 推進	和歌山の果実を使ったご当地スイーツ「わかやまポンチ」を提供する登録店舗の拡 大を図る。	食品流通課
県食育推進月間(10月)	県や市町村、教育、農林漁業者、食品産業等の食育関係者や団体等関係者が共通認 識を持ち、県民運動として重点的に食育推進に取り組む。	果樹園芸課
食育・地産地消週間 「ふるさと和歌山食週間」の 普及啓発(毎月第3月曜から の1週間)	食育推進の一環として、学校給食や直売所、量販店等における地場産物利用拡大の取組を重点的に推進する。	果樹園芸課
わかやま食育応援隊登録、情 報発信	食育活動を行うために、必要な知識・技術・経験をもち、食育活動に協力・支援いただける個人、団体、企業を「わかやま食育応援隊」として県に登録し、その情報をホームページ等で広く提供することにより、学校や地域における食育関係者による連携や継続的かつ主体的な食育活動の展開を支援する。	果樹園芸課
わかやま食育情報発信誌 「みかぼう食育通信」の発行	県民に幅広く食育普及啓発を行うため、和歌山県における食育の取り組みや関連情報を発信していくことを目的に発行する。 ・発行時期にあったコラム ・県農林水産物、食文化に関する情報提供 ・県の取組、食育関係団体等の活動紹介 等	果樹園芸課
食育推進研修会	地域の特性に応じた実効性の高い食育の取組を総合的かつ計画的に推進する。	果樹園芸課
食育に取り組む団体等の表彰	和歌山県食育推進会議において、食育に積極的に取り組む個人、団体、企業等に対 する表彰を行う。	果樹園芸課
ホームページによる総合的情報発信	【食の安全・安心わかやま】 食の安全に関し、タイムリーな情報をホームページを活用し、提供する。	食品・生活衛生課
	【和歌山県食育ひろば】 県民の食育に対する意識を高めるため、行政、関係機関・団体等の食育に関する各種情報をホームページを利用して総合的に発信する。 ・食育関連行事紹介 ・農林水産物を通じた食育・地産地消に関する情報 ・わかやま食育応援隊に関する情報 ・食育活動事例紹介 等	果樹園芸課
	【紀州おさかな情報ページ】 和歌山の水産物や水揚げされる場所、食べ方、漁業等をホームページを活用して紹介する。	水産振興課

県食育推進表彰 受賞団体・個人の功績

平成19年度

〈個人・団体名〉 畑 俊之

〈住所(所在地)〉紀の川市

〈主な功績〉 有機農業への取り組みとともに、平成13年から小学校での農作物栽培体験を指

導し、子供達に農業と食について伝える取組、さらには出前授業も行っている。

平成14年から当時の那賀町給食ンターへの納入を始め、その後給食指導にも積

極的に対応して取り組んでいる。

〈個人・団体名〉 寺中 佐知子

〈住所(所在地)〉海草郡紀美野町

〈主な功績〉 独学で調理技術を習得。地元食材を使い、作る楽しさ、食べる楽しさを広める活

動として小学校での生涯学習授業や児童館活動に講師として指導にあたる。

また、昔から地域に伝わる伝承料理の普及に取り組む。

活動を通じて、食の重要さや楽しさを皆と一緒に分かち合い、「食育」の大切さ

を多くの人に広めている。

〈個人・団体名〉 紀の川市貴志川支部食生活改善推進協議会

〈住所(所在地)〉紀の川市

〈主な功績〉 地域の祭りで減塩やグリーンホワイト運動(乳製品・緑黄色野菜の啓発)などテー

マを設定し食育に取り組む。

また、小学生を対象に子ども料理教室、保育所・幼稚園の子どもを対象に食育推 進教室、男性の食の自立を助ける男性料理教室など年間を通じて、様々な対象に

いろいろな形で食育を進めている。

〈個人・団体名〉 和歌山県牛乳普及協会

〈住所(所在地)〉和歌山市

〈主な功績〉 牛乳の食品としての優れた機能と正しい知識の普及活動に取り組む。

骨粗鬆症や生活習慣病の予防に有効なカルシウムの有用性を体験する骨密度測定 会、日常生活での乳製品摂取を促す料理コンクールや牛乳・乳製品図画コンクー

ル、また、栄養成分や健康に関する知識、料理利用の普及を図る乳製品利用技術

講習会の実施などに取り組んでいる。

〈個人・団体名〉 社団法人和歌山県調理師会

〈住所(所在地)〉和歌山市

子どもとその保護者を対象とし、調理師の立場から伝承料理の継承、地産地消の 〈主な功績〉 推進に取り組む。

また、独創的なアイデアで食育事業に取り組むことで、食に関する創造性と食へ の関心を高め、地域の活性化に精力的に取り組んでいる。

昨年(平成18年)は、子どものためのお弁当コンテストを開催し、今年(平成 19年)は12月に「親子で食べよう!和歌山まるごと試食会」を開催する。

〈個人・団体名〉 わかやま農業協同組合

〈住所(所在地)〉和歌山市

「一粒の米の大切さ」、「食の大切さ」、「農業の大切さ」を次世代に引き継ぐ 〈主な功績〉

ことを目的に、和歌山市内4小学校での米作りを始め、2校で野菜の栽培・調理の

体験学習にも取り組む。

18年からは、学校給食へ地元の米、旬の野菜を納入し、学校では給食の献立表

を通じて野菜の紹介を行う食育の教材として利用が進んでいる。

〈個人・団体名〉 わかやまの農林水産業を考える会

〈住所(所在地)〉和歌山市

輸入農作物の安全性、食品の偽装表示、残留農薬問題など食を巡る問題が発生す 〈主な功績〉

る中、消費者と生産者の双方に欠かせない「食の安全・安心」に対する認識を共

有し、相互の理解を深める活動に取り組む。

このため、今年度(平成19年度)もフォーラムと体験ツアーを開催する。

〈個人・団体名〉 和歌山南漁業協同組合湊浦支所女性部

〈住所(所在地)〉田辺市

〈主な功績〉 魚食普及に取組む。

> 小・中学校、高校に出向いての調理実習、地域の方々や各種団体を対象の調理講 習の中で、実際に魚を捌く体験を通じて、魚や、料理について理解を深めてもら

うなどの魚の美味しさを伝える活動に取り組んでいる。

今年度も地域を中心にお魚ママさんクッキングセミナーを開催している。

平成20年度

〈個人・団体名〉 社会福祉法人ようすい保育園

〈活動分野〉 児童・生徒の食育推進

〈活動地域〉 和歌山市

〈主な功績〉 保育園児や地域のお母さん方に対する「食・農体験」等の食育実践活動に取り組

んでいる。

○年長児は芋のつるを植え、さつまいもができる様子を観察。

○年少・年中・年長の全員で芋掘りをして皆で食べる食・農の体験を実践。

○紙芝居、エプロンシアター等各クラスで食育の取り組み。

○お好み焼きや、ホットケーキ、手作りドーナッツなどの調理体験を実施。

○プロの調理人による、マグロの解体実演や食の体験。

○平成19年度より子育て支援事業として、地域の方々を園に招いて離乳食試食 会研修会を開催。

〈個人・団体名〉 和歌山県漬物組合連合会

〈活動分野〉 児童・生徒の食育推進、農林水産業の振興

〈活動地域〉 県内

〈主な功績〉 平成17年度から、県及び県教育委員会と連携し、県の食育月間にあわせて、県

内の小学校、特別支援学校約300校の全学童及び全教師約7万人を対象に、梅

干し(1人1個)の配布を行っている。

また会員自らも小学校で出張講座を行い、梅と梅干しに対する学童の理解を深め

ている。

さらに、本年(平成20年)から学校栄養士を対象にした梅料理講習会を開催す

るなど、梅と梅干しの食育について多岐にわたった活動を行っている。

〈個人・団体名〉 和歌山市食生活改善推進協議会

〈活動分野〉 指導・生徒、家庭や地域における食育推進

〈活動地域〉 和歌山市

〈主な功績〉
子どもたちが食の大切さを学び、好ましい食習慣を身につける場として、また、

親子が協同で料理に取り組むことにより、ふれあいや話し合う機会を増やし、心

豊かな子どもたちを育むことを目的として「おやこの食育教室」を実施。

また、市内公立保育所を訪問し、紙芝居やエプロンシアター、手品等を使って、 食べものの消化・排泄や、赤・黄・緑の食べもののグループ分け等、子どもたち

に食についての教育を行っている。

男性も自ら健康に気を配り、元気に暮らしていけるよう「男性料理教室」を開催

している。

〈個人・団体名〉 出塔柏原営農研究会給食納入部会

〈活動分野〉 学校給食の地場農産物の供給

〈活動地域〉 橋本市

〈主な功績〉
学校給食への地場産農産物の供給をつうじた食育実践活動を実施。

○学校給食納入部会を設立して、給食用農産物の生産計画と供給システムを確立。

- ○部会員が野菜の説明を行うとともに、給食を一緒に食べて子どもたちと交流。
- ○学校栄養士と連携して、エンドウの皮むき体験を実施。
- ○学校栄養士との情報交換会を開催。
- ○平成19年度納入量

橋本給食センター、高野口給食センター 計 4,700食 タマネギ、白菜、大根、キャベツなど 19品目、17t

〈個人・団体名〉 共栄花の里産品所

〈活動分野〉 学校給食の地場農産物の供給

〈活動地域〉 印南町

〈主な功績〉 学校給食への「れんげ米」を中心とした地場農産物の供給。

子どもたちに地元の安全で安心な農産物を食べてもらいたいとの思いから、学校

給食用に多種多様な野菜の栽培を行っている。

ミニトマト、インゲン、にんじん、ほうれん草、白菜、ネギ、ジャガイモ、サツ

マイモ、ピーマンなど約30種類の野菜を供給している。

学校では、児童や生徒たちに、地元の米や野菜を給食に使っていることを紹介

し、地元の農産物を身近に感じてもらう取組を行っている。

〈個人・団体名〉 和歌山南漁業協同組合白浜女性部

〈活動分野〉 児童・生徒の食育推進、地域における食育推進

〈活動地域〉 白浜町

〈主な功績〉 おさかなママさんとして、学校や地域において、魚を用いた調理実習を行い、食

育の推進と魚食の普及に取り組んでいる。

調理を始める前に、材料の魚の話や雄雌の見分け方、また、紙芝居などを使って

魚という食材に興味を持ってもらうような取組を行っている。

漁協と連携し、海友体験イベントに参画し、干物づくり体験や魚料理体験をつう

じた食育活動に積極的に取り組んでいる。

〈個人・団体名〉 新宮周辺地場産青果物対策協議会 〈活動分野〉 地産・地消をつうじた食育推進

〈活動地域〉 新宮・東牟婁地域

〈主な功績〉 食の安全・安心や地産地消の観点から、地元で消費する農産物は、出来るだけ地

元で生産しようと生産者、農協、卸売市場が中心となって地場産農産物対策協議 会を設置し、「くろしお熊野やさい」の地元ブランドとして、地産地消による地

場野菜の普及に取り組んでいる。

その中で、地場野菜を使った料理コンクールの実施や、学校栄養士・調理師への 地場野菜講習会の開催、小・中学校の授業の一環としての収穫体験や地場野菜に 関する授業、調理実習の実施や、給食への食材供給を通じて幅広く食育活動を実 践している。





平成21年度

〈個人・団体名〉 和歌山県生活学校連絡協議会

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 県内全域

〈主な功績〉 平成15年度に実施した食に関するアンケート結果を踏まえ、「食の安全」の問

題をテーマに、平成16年度から消費者を対象にした研修会や行政、企業、消費者との対話集会を開催し、県民に対し食の安全性についての啓発活動を積極的に

行った。

また、平成18年度から、「地産地消と食育で食の安全」を重点課題として位置づけ、食育体験講座を開催するとともに、「食生活アンケート」を実施し、その結果を県大会において発表するなど、広く食育について啓発活動を展開してい

る。

〈個人・団体名〉 和歌山市立有功小学校

〈活動分野〉 学校教育における児童の食育推進

〈活動地域〉 学校・地域

〈主な功績〉 和歌山市教育委員会の「食と健康」に関する研究指定校(平成15年度から)と

して教育実践を積み、授業実施面の研究をするとともに、学校全体における食育カリキュラムを作成し、児童に農作物の栽培や収穫した農作物を活用した調理実習など体験活動の実施、給食だよりや校内放送等を通じた食育啓発活動、さらに保護者に対しても啓発活動や食育講演会を開催するなど食育推進活動を実践している。

また、文部科学省指定「子どもの健康を育む総合食育推進事業」(平成20年度)実施中心校としても食育推進の方策を中心に実践研究を進め、その成果を、研究冊子としてまとめるとともに、啓発パンフレット「朝ごはんを食べよう」を作成し児童に普及啓発を行っている。

〈個人・団体名〉 紀の川市食育推進会議

〈活動分野〉 食育の総合的な推進

〈活動地域〉 紀の川市

〈主な功績〉 平成20年度に紀の川市食育推進計画を策定し、家庭、保育所、幼稚園、学校、

地域における食育推進や、紀の川市の農業に根ざした食育推進の方向性やライフ

ステージに応じた食育の取り組みの方向性を示した。

平成21年2月には、「食育推進フェア」を開催し、市民講座や料理教室等の体験コーナー等を通じ、市民に紀の川市の食育の取組みを周知するとともに、食育

への関心を高めた。

また、平成21年度から『地方の元気再生事業「食育のまち紀の川市」(平成21年度 国庫委託事業)』に取り組み、青洲の里を食育の拠点と位置づけた 医・食・観光の連携による食育のまちづくりを進めている。

〈個人・団体名〉 糸我地区青少年育成会

〈活動分野〉 地域等における食育推進

〈活動地域〉 有田糸我地区全域

〈主な功績〉
糸我地区青少年育成会では、地域の活性化を図るため、地区全戸への参加を呼び

かけ、体験学習を通じて食生活の大切さを学んでもらうため次のような自主的な

地域活動を展開している。

(1) 小学校と連携した「田んぼの学校」

平成13年度から育成会のメンバーを中心に、老人クラブ、JA、教育委員会 等関係機関と連携し、アイガモ農法の体験学習を実施。

(2)いも茶がゆと餅つきの集い

平成4年度から、老人クラブ、保護者、子ども達等3世代、4世代に渡って、 食を通じた交流の場、ふれあいの場として開催している。 〈個人・団体名〉 紀州中央農業協同組合青年部

〈活動分野〉 学校における農業体験を通じた食育推進

〈活動地域〉 御坊市・日高川町

〈主な功績〉 平成10年度から、和佐小学校においてさつまいも、玉ねぎなど学童農園の栽

培、収穫体験を指導するとともに、収穫後は焼き芋祭りを行うなど児童との交流を深め、収穫物は給食メニューに活用し、その活動を通じて児童に栽培や収

穫の喜びを伝えるなど食農教育に取り組んでいる。

平成20年度からは、食農教育プラン策定に伴い、名手小学校、野口小学校においても学童農園の指導を始め、稲作体験として、田植え、稲刈り、おにぎり作りや試食会を開催するなど、単に農作業体験にとどまらず、自分たちの収穫物を実際に食べてもらう体験も行い食育に繋げている。

〈個人・団体名〉 御坊市食生活改善推進協議会

〈活動分野〉 児童の食育推進、地域における食育推進

〈活動地域〉 御坊市

〈主な功績〉 平成5年設立以来、御坊市における市民健康講座、2歳児・3歳児健診、骨粗

鬆症予防教室、市・健康まつり等においてリーフレット配布、手作りおやつの 試食やカルシウムを多く含む献立展示などにより食生活改善の普及啓発を行っ

ている。

平成10年度からは、日高医師会等の協力依頼により、北出健康まつりへの協力、

1日人間ドックでの減塩豚汁配布による減塩普及啓発等を行っている。

また、親子クッキング、男の料理教室、よい食生活研修会等の開催、健康マップ 作成のためのウォーキング(4コース作成)など幅広い食育活動を行っている。

〈個人・団体名〉 日高郡美浜支部食生活改善推進協議会

〈活動分野〉 児童の食育推進、地域における食育推進

〈活動地域〉 美浜町

〈主な功績〉 町で採れた食材を活用した料理で、地域を元気に出来るよう、園児を対象に食育

教室、小学生や高齢者を対象とした料理教室、男性自立のための男性料理教室等年間を通じて幅広い対象にそれぞれのライフステージに応じた食育を進めてい

る。

平成20年度からは、美浜町生活研究グループ、農業経営者協議会女性部主催の 味交換会への参加、公民館と協働で大学生の独り暮らしを控えた高校3年生を対 象とした料理教室の実施、平成21年度より思春期を対象に食育教室を実施予定

とさらに活動の幅は広がっている。

〈個人・団体名〉 印南町食生活改善推進協議会

〈活動分野〉 児童の食育推進、地域における食育推進

〈活動地域〉 印南町

〈主な功績〉 昭和60年設立以来、各地区の婦人会や母子保健推進員研修会で調理実習を実施

するなど、設立後すぐに食育に関した活動に取り組んでいる。

平成4年から、母子クッキング、ひまわり教室クッキングを毎年開催しヘルシー

おやつを紹介しながら食育活動を展開。

平成16年から、保育園・幼稚園・育児サークルで活用できる紙芝居や食育クイ

ズを作成し、町内各園、団体において食育活動を展開している。

また、「食育の推進」を活動の重点目標とし、親子だけでなく男性自立のための 料理教室開催など、色々な機会をとらえて、子どもから大人まで、各世代にあっ

た食育活動を進めている。

〈個人・団体名〉 紀南農業協同組合女性会

〈活動分野〉 地産地消を通じた食育推進

〈活動地域〉 田辺市、西牟婁地域

〈主な功績〉
 食育についての勉強会を積極的に開催し、各地域で収穫された農産物を使った料

理教室や女性会会員を対象とした料理教室、子育て中の親子を対象とした食育体

験「ちゃぐりんぐ親子フェスタ」など食育推進活動を行っている。

平成19年度から実施しているクッキングフェスタにおいては、地元住民も参加対象とし、食事バランスガイドや地元で採れた農産物を活用した料理の普及啓発

を行うなど地域に対しても広く食育情報発信を行っている。

また、クッキングフェスタ参加者に実施したアンケートでは、食育に関心のある 人の割合が高く(94%)今後も女性会の取り組みとして、食育に関する研修会 等を開催し「食の安全・安心」について広く地域に情報発信を考えている。

〈個人・団体名〉 石田 光子

〈活動分野〉 地産地消(水産)を通じた食育推進

〈活動地域〉 串本町古座地域

〈主な功績〉 平成7年におさかなママさんに就任後、古座女性部とともに地元の学校などで

クッキングセミナーを開催し、魚介類の調理法や鮮度の見分け方を指導するな

ど魚食普及活動の中心的な役割を果たした。

平成13年に和歌山漁協女性部連合会会長就任と同時に、魚食普及活動として 魚のおろし方、おいしい食べ方指導の強化を図るなど長年にわたり食育推進活

動を実践している。

また、平成19年から和歌山県食育推進会議委員として水産振興の立場から県

の食育推進に尽力している。

平成22年度

〈個人・団体名〉 社会福祉法人さつき保育園

〈活動分野〉 園児の食育推進

〈活動地域〉 和歌山市

〈主な功績〉 植物の生長などを身近に体験することを通して好奇心や創造力を育んだり、給食

の準備に関わることで興味や関心を引き出すなど、自然や食物とのふれあいを通

じた食育の推進に努めている。

また、栄養士・保育士が連携して食育年間計画を作成し、年齢に応じた食育指導

を行うことにより、園児の食への関心を高める取組を行っている。

〈個人・団体名〉 橋本市立三石保育園

〈活動分野〉 園児の食育推進

〈活動地域〉 橋本市

〈主な功績〉 園で育てた旬の食材や行事食を給食メニューに取り入れたり、珍しい食材を園児

に触れさせるなど、給食を通じた食育の推進に努めている。

また、保護者懇談会の機会を通じて離乳食指導や調理見学を実施したり、園児の 誕生日等に保護者を招いて給食を一緒に食べてもらうなど、保護者も巻き込んだ

食育の啓発にも積極的に取り組んでいる。

〈個人・団体名〉 由良町食生活改善推進協議会

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 由良町

〈主な功績〉 昭和62年設立以来、由良町各地区で子どもとその保護者のみならず、男性、高

齢者等も対象とした調理実習を実施し、それぞれの年代や生活環境に応じた食育

活動を行っている。

平成21年度からは、町保健師が行う中学生対象の生活習慣病予防教室に参加

し、食育クイズを行うなど活動の幅を広げている。

また、他地域食生活改善推進協議会との交流や研修などにより、自己研鑽にも努

めている。

〈個人・団体名〉 田野浦漁業協同組合女性部

〈活動分野〉 地産地消(水産)を通じた食育推進

〈活動地域〉 和歌山市

〈主な功績〉 地域の課題やニーズを踏まえ、朝市活動や活々料理館での魚料理・魚さばき体

験活動など、様々な角度から魚食普及活動に取り組んでいる。

学校での魚料理指導「おさかなママさん料理教室」では、旬の魚や魚の生態、 部位の名称なども積極的に伝えるなど、魚に興味を持ってもらえるような工夫 も取り入れている。

また、都市部の女性や親子を対象とした交流活動での魚料理指導や、対面販売の機会を通じた啓発など、魚食や漁業のPRに尽力している。





〈個人・団体名〉 井上 安子

〈活動分野〉 農業体験を通じた食育推進

〈活動地域〉 和歌山市

〈主な功績〉
子ども達に土や植物に触れる場を提供し、農産物への興味を引き出すため、約

20年間にわたり子ども達を招いたイチゴ収穫体験を行っている。

平成20年には自宅農園を開放し、地域の幼稚園及び保育所に呼びかけて収穫体

験の幅を広げるなど、地域と協力した食育活動を展開している。

〈個人・団体名〉 橋本食生活改善推進協議会

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 橋本市、伊都郡

〈主な功績〉 平成10年から続く「男性のための料理教室」では、食の自立や低栄養予防、生

活習慣病予防の観点から調理実習を含めた食生活講習会を年4回開催し、地域の

男性の行動変容を促すよう工夫しながら取り組んでいる。

また、常に新しい栄養知識や食情報、調理技術を身につけることに努め、地域に

還元することで、地域の健康づくり、食生活改善の向上に寄与している。

〈個人・団体名〉 かつらぎ町民生児童委員協議会児童福祉部会

〈活動分野〉 園児・児童の食育推進

〈活動地域〉 かつらぎ町

〈主な功績〉 子育て家庭への家庭訪問を機に感じた子ども達の生活リズムの乱れを改善すべ

く、平成20年度よりパネルシアターを使った「早寝・早起き・朝ごはん」の

啓発を保育所・幼稚園・小学校で行っている。

また、簡単に作れる朝食レシピを考案し、配布するなど、保護者への啓発にも

尽力している。

〈個人・団体名〉 JA紀北かわかみ女性会

〈活動分野〉 地産地消を通じた食育推進

〈活動地域〉 橋本市、伊都郡

〈主な功績〉 平成16年より地場農産物の大切さを再認識するとともに、安全で安心な食を次

世代の子ども達に引き継ぐことを目的とした「クッキングフェスタ」を開催し、

地域の食材を活用した料理提案を行っている。

また、平成20年から小学生を対象とした地域の食材を使った巻きずしの出前料

理教室を開催し、郷土料理の伝承・食品の安全性の指導に努めている。

〈個人・団体名〉 有田川町立西ヶ峯小学校

〈活動分野〉 農業体験を通じた食育推進

〈活動地域〉 有田川町

〈主な功績〉 約20年間にわたって続いている餅米づくり体験は、児童が食を通して自然の恵

みに感謝する心を培うことにつながっている。

また、収穫した餅米を使った餅つき大会(収穫祭)は、収穫を祝い、食文化を体

感する機会として、また、地域の方への感謝の気持ちを表す機会として、児童・ 職員・保護者・地域一帯となった食育活動の場として行われている。

〈個人・団体名〉 JA紀州中央女性会

《活動分野》 農業体験を通じた食育推進 《活動地域》 御坊市、日高川町、田辺市

〈主な功績〉 平成19年から地域で生産される野菜の収穫体験や料理体験を実施し、子ども達

が「食」を大切にする心を育み、農作業を通じて食育や農業への関心を高める場

を提供するなど、農業体験を通じた食育推進に尽力している。

〈個人・団体名〉 日高川町川辺地区食生活改善推進協議会

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 日高川町

〈主な功績〉 昭和55年の設立以来、地域保健センターとともに時代の変化に応じた食育活動

に積極的に取り組んでいる。

平成16年からは、保育所におけるエプロンシアターを使った食育の啓発、親子を対象とした調理実習の実施など、食への関心を高める活動を展開している。 また、親子のみでなく、高齢者を対象とした牛乳・乳製品の摂取促進にも取り組むなど、各世代にあった食育活動を進め、地域の健康づくりに尽力している。

〈個人・団体名〉 日高川町中津食生活改善推進協議会

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 日高川町

〈主な功績〉 昭和58年の設立当初から、各地区集会所における骨粗鬆症予防の普及啓発など

に積極的に携わってきた。子どもを対象とした食育推進教室、親子クッキング、 エプロンシアターや、男性料理教室、中高年者への料理講習など、幅広い活動に 積極的に取り組むかたわら、自己研鑽にも励み、食を通した健康維持・増進活動

で地域に貢献している。

〈個人・団体名〉 日高川町(美山)食生活改善推進協議会

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 日高川町

〈主な功績〉 昭和58年の設立当初から調理実習を通じて地域の食生活改善に係る知識の普及

啓発に努めてきた。

保育園児を対象としたエプロンシアターや、小学生の親子を対象とした食育クイズや料理体験等など、食材の役割や食事の大切さを楽しく理解できるよう工夫し

ながら食育活動を展開している。

また、米粉を活用した料理の提案など、米の普及や健康的な食生活の推進にも積

極的に取り組んでいる。

〈個人・団体名〉 加工グループおはつ

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 那智勝浦町

〈主な功績〉
生産現場からの情報発信として「イチゴの収穫・加工体験」を子どもや主婦の方

を対象に実施するなど、農業への理解促進の観点からの食育活動に積極的に取り

組んでいる。

また、地域の伝統行事・伝統文化の継承にも取り組むとともに、地場産野菜を使用したレシピの作成、料理講習会、小中学校での授業や調理実習、給食への食材提供など、様々な機会を通じて食文化伝承や地産地消活動に尽力している。

〈個人・団体名〉 和歌山県生活研究グループ連絡協議会

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 県内全域

〈主な功績〉 消費者との交流による地域の活性化を目標に、地域に根ざした食育活動に努めて

いる。

平成5年からは食文化伝承技術に熟達した会員を「ふれあい推進員」として選出

し、推進員を核とした各地での食育活動に取り組んできた。

また、郷土料理や地域食材に関する冊子の作成、各地域イベントへの料理出展な

ど、郷土料理伝承による食育活動に尽力している。





平成23年度

〈個人・団体名〉 紀の川市立東貴志保育所

〈活動分野〉 園児の食育推進

〈活動地域〉 紀の川市

〈主な功績〉 園児が「食」に関する知識・経験・技術を身につけられるよう、野菜栽培、育て

た野菜の調理、餅つきなどの体験の場を提供したり、紀の川市食育推進協議会作成の食育カルタや紙芝居を活用するなど、紀の川市独自の食育にも取組んでい

る。

また、地域とのつながりを深め、地元農産物への関心が高まるよう、田植えやイ

チゴ狩りなどの体験も行っている。

さらに、これらの活動を各種講座で発表するなど、食育活動の普及にも努めてい

る。

〈個人・団体名〉 和歌浦漁業協同組合女性部

〈活動分野〉 地産地消(水産)を通じた食育推進

〈活動地域〉 和歌山市

〈主な功績〉 おさかなママさん活動による料理教室では、魚のさばき方や調理方法等の指導

を、子どもから大人まで幅広い世代に対して行い、魚食普及活動に尽力してい

る。

また、児童・生徒を対象とし、シラス漁や釜揚げ作業を通じた体験学習や職業体

験の場の提供など、漁業への関心が高まるような活動も展開している。

朝市での地元名産のシラス料理の提供、1年を通じた周辺の浜そうじなど、水産

業を通じた幅広い地域貢献活動にも取組んでいる。

〈個人・団体名〉 貴志 正幸

〈活動分野〉 農業体験を通じた食育推進

〈活動地域〉 和歌山市

〈主な功績〉 農業と食への理解と関心を深めてもらうため、約7年前から小学校や特別支援学

校の児童を対象に、田植えや稲刈り体験の場を提供している。

また、農業体験を機に、地元小学校に近隣農家と協力して給食用野菜を納入したり、児童に野菜のお話をするなど、食育を通じて地域との関わりを深めている。 最近では、JA和歌山中央会と和歌山大学教育学部の「米プロジェクト」事業にも

協力するなど、稲作を通じた幅広い食育活動を展開している。

〈個人・団体名〉 岩出市生活研究グループ協議会

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 岩出市

〈主な功績〉 郷土料理の伝承や地元農産物への理解促進のため、地域の中学校に出向き、家庭

科料理実習で講師を務めるなど、地域に根ざした食育活動を行っている。

また、市広報誌や地元のイベントの場を活用し、広く住民への郷土料理等の普及

に努めている。

新たな料理の創作など、料理研究にも余念がなく、グループ員の資質向上、地域

の活性化にも尽力している。

〈個人・団体名〉 松井 カヨ子

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 橋本市

〈主な功績〉 地元小学生や保護者を対象に、味噌造りや柿料理の講習を行うなど、地域に根ざ

した食育活動を展開している。

また、給食施設栄養士の研修会や、公民館での講習会で郷土料理を教えるなど、

地域の食文化伝承に取組んでいる。

地元のまつりでは、地元名産の柿を使った加工品の試食を行い、郷土の味を広く

PRするなど、地域の活性化にも尽力している。

〈個人・団体名〉 有田市食生活改善推進協議会

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 有田市

〈主な功績〉 幼児を対象とした食育教室、児童を対象とした親子料理教室など、子どもとその

保護者を対象とした食育事業に重点的に取組んでいる。

また、骨粗鬆症予防料理講習会や高齢期の栄養を考えた男性料理講習会、地元食

材を利用した「地産地消」料理の伝承など、幅広い活動を展開している。

本年(平成23年)1月には、「有田食フェスタ」を実施し、体験を交えた啓発を行

うなど、地域住民の健康づくりに尽力している。

〈個人・団体名〉 日高町食生活改善推進協議会

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 日高町

〈主な功績〉
 園児や児童を対象としたおやこ食育教室や、中学生を対象とした健康づくりのた

めの講義・調理実習を実施するなど、地域の子ども達の食育推進に尽力してい

る。

また、男性の「食」の自立やバランスの取れた食事に関する知識の普及を目指

し、高齢者を対象とした料理教室も開催している。

地元のまつりでの生活習慣病・骨粗鬆症予防への取組は、20年以上にわたり実施

するなど、地域の食生活改善に貢献している。

〈個人・団体名〉 有限責任事業組合栄養サポート紀南LLP

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 田辺市、新宮市、西牟婁郡、みなべ町

〈主な功績〉 栄養士数が少ない紀南地域において、食育・健康づくりの取組の戦力となり、自

治体や各種団体が実施する食育イベントや講習会への講師派遣を数多く引き受

けている。

また、乳幼児検診での食事指導、自作パネル等を使った小学校での健康体験学習、メタボリックシンドローム該当者へのヘルスアップ教室など、幅広い年代の

健康づくりに寄与している。

地元名産の梅を使った料理開発や梅加工体験の指導など、地域の農林水産業の振

興にも寄与している。





〈個人・団体名〉 那智勝浦町食生活改善推進協議会

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 那智勝浦町

〈主な功績〉 平成6年の会設立以来、関係機関と連携し、対象者の年齢に応じた手法を工夫し

ながら食育活動を展開している。

小学生とその保護者を対象とした親子料理教室では、正しい食習慣形成に結びつ

くような講話や調理実習を行っている。

また、地域の保育所と連携した幼児への食育指導や、中学生への食に関する知識

向上の取組にも携わるなど、食を通じた子どもの健全育成に尽力している。

平成24年度

〈個人・団体名〉 土畑 とみ子

〈活動分野〉 園児の食育推進

〈活動地域〉 みなべ町

〈主な功績〉 昭和58年より保育所の調理師として、園児の健康、保健、成長を目標に多くの

食材を使った献立を立案し、米粉パンや、アレルギー除去食を給食に取り入れる

など熱心に調理に取組んでいる。

また、備長炭から製粉した「炭パウダー」を使用した「ドーナツ」を作ったり、

「梅」を中心とした料理を献立に組み入れる研究発表を行うなど、郷土料理の伝

承に努めている。

平成21年には食育計画を作成し、調理師会議で後輩の指導をするなど園児の食

育推進に尽力している。

〈個人・団体名〉 瀬戸 美行

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 和歌山市

〈主な功績〉
和歌山市食生活改善推進協議会員として園児を対象とした「食育推進教室」や、児

童とその保護者を対象とした「おやこの食育教室」など、地域の子ども達の食育事

業に取組んでいる。

また、成人を対象とした糖尿病・高血圧を予防するための教室や「カルシウム

たっぷりクッキング教室」、中高年男性を対象とした「男性料理教室」の開催な

ど、幅広い活動に尽力している。

ほかにも、イベントに参加するなどあらゆる機会を捉えて食育推進につなげ、地

域の食生活の改善に貢献している。

〈個人・団体名〉 海南市食生活改善推進協議会

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 海南市

〈主な功績〉
地域の男性が料理や栄養に興味を持ち家庭での調理を実践するための「男性の料

理教室」や園児が好き嫌いなしにバランスよい食事を実践するための「親子料理 教室」、高血圧や糖尿病を予防するための「生活習慣病予防教室」のほか、地区 会員の資質向上を目指した「地区栄養教室」を実施するなど、地域住民の健康増

進に寄与している。

また、正しい食生活を推奨するため「海南市民健康まつり」に参加している。

昨年度は食育推進計画の策定に参加するなど地域における食育推進に尽力してい

る。

〈個人・団体名〉 橋本市生活研究グループ連絡協議会

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 橋本市

〈主な功績〉 郷土の食文化伝承のため、小学生を対象にみそ作りや梅加工、郷土食などの指導

を行っている。

また、公民館で柿を使用した郷土食料理や、みそ加工教室を開催するなど、地産

地消の推進に取り組んでいる。

伊都地方給食施設連絡協議会や和歌山信愛女子短期大学の学生・教職員に柿の葉 寿司や郷土料理の講習を実施したりマスコミに対応するなど、食文化伝承による

食育活動に尽力している。

〈個人・団体名〉 有田川町生活研究グループ連絡協議会

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 有田川町

〈主な功績〉 地元小中高校にて山椒料理や味噌作りを指導するなど、地域に根ざした食育活動

を展開している。

また、温州みかんや山椒等、地元農産物を活用した料理や加工方法を研究・開発 し、地元のイベント(産業まつり、有田川町どんどんまつり ほか)で試食会を実

施したりレシピを配布するなど、地産地消活動に取組んでいる。

有田川町食育推進会議委員として食育推進計画に参画し、「有田川町食育メニュー」に料理レシピを提供・監修するなど、郷土料理の伝承に尽力している。





〈個人・団体名〉 中本 ヱミ子

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 みなべ町

〈主な功績〉 平成20年から地元小学校で特産品である紀州みなべの南高梅を使った梅ジュー

スと梅ジャム作りの講習を行うなど、地域に根ざした食育活動を展開している。 また、平成23年から清川地域特産の天然アク(アクとは、木を燃やして出来た 灰をお湯で濾過したもの)を使ったこんにゃくの出前教室を実施するなど、地域

の食文化伝承に取組んでいる。

加工施設「げんき工房きよかわ村」を立ち上げたり、地元のまつりなどの場で地域名産のこんにゃくや梅料理などを広くPRするなど、地域の活性化にも尽力し

ている。





〈個人・団体名〉 田辺地区食生活改善推進協議会

〈活動分野〉 地域における食育推進

〈活動地域〉 田辺市

〈主な功績〉 我が家の食卓の充実や地域の健康づくりを行うことから出発し、"私達の健康は私

達の手で"をスローガンにかかげ、時代に即した食育推進活動を実践している。 平成4年設立以来、子どもから高齢者まで食を通じた知識の普及と啓発活動、食育推進、生活習慣病、中高年・高齢者に対する支援活動、継承料理の推進など健全な食生活を実践する幅広い活動に取り組む傍ら、自己研鑽にも励み、田辺地域

の健康づくり活動の推進に尽力している。

〈個人・団体名〉 北郡 千満子

〈活動分野〉 地産地消(水産)を通じた食育推進

〈活動地域〉 那智勝浦町

〈主な功績〉 平成15年には県下初の女性漁業士の一人に任命され、平成17年には漁協女性

部長に就任し、「おさかなママさん」として魚食普及を通じた食育活動に精励するとともに、県漁協女性部の後輩のために魚料理研修会の講師を務めるなど、食

育活動に大きく寄与している。

また、イベントには地元で水揚げされた魚料理を提供したり、テレビ番組で郷土料理を披露するなど、地産地消や魚の消費拡大など様々な機会を通じて食育活動

を行っている。

平成22年には年齢規定により県女性漁業士を退任したが、平成23年には県漁

協女性部連合会監事に就任して食育の推進に努めている。

用語解説

(五十音順)

●栄養教諭

食に関する指導と学校給食の管理を一元的に行い、学校における食育を推進する役割を 担う者として、平成17年度に文部科学省で創設された。

●共食

共に生活している人々と食行動を共にすることを指す。家族と食事を共にする「共食」は、食を通じた家族とのコミュニケーションを深め、はしの持ち方といった食事のマナー、食べ物を大切にする心など様々なことを学ぶ時間でもある。

食生改善推進協議員

昭和30年以降、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、食を通した健康づくり活動を地域において推進しているボランティア組織団体。

● 食生活指針

- 10項目から構成される食生活に関する指針で、平成12年3月、当時の文部省、厚生省、農林水産省が国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために策定したもの。
 - 10項目とは以下のとおり。
 - ①食事を楽しみましょう
 - ②1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを
 - ③主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを
 - ④ごはんなどの穀類をしっかりと
 - ⑤野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて
 - ⑥食塩や脂肪は控えめに
 - ⑦適正体重を知り、日々の活動に見合った食事量を
 - ⑧食文化や地域の産物を活かし、ときには新しい料理も
 - ⑨調理や保存を上手にして無駄や廃棄を少なく
 - ⑩自分の食生活を見直してみましょう

●食品ロス

食べられるのに捨てられてしまう食品をいう。食品口スを削減して、食品廃棄物の発生を減らしていくことが重要である。

●食料自給率

私たちが食べている食料のうち、どのくらいが日本で作られているかという割合。カロリーベース、重量ベース、生産額ベースの3種類の計算方法がある。

●生活研究グループ員

豊かで住みよい地域づくりをめざし、「消費者との交流による地域の活性化を図ろう」を重点目標の一つに掲げて郷土料理の伝承や地域食材を使った料理の提案、農業体験指導など地域に根ざした食育活動に取り組んでいる主に女性農業者で組織された団体。

● 生活習慣病

日常の生活習慣によって引き起こされる病気の総称。食習慣・運動習慣・休養・喫煙・ 飲酒等の生活習慣が病気の発症・進行に関与する疾患群で、「がん」、「脳卒中」、 「心臓病」が3大生活習慣病といわれ、他に高脂血症、糖尿病、高血圧なども含まれる。

●地産地消

地域で生産された食料 (農林水産物) を地域で消費すること。

地元で作られている農作物に親しみを持ち、食への関心・興味を高め、望ましい食習慣の実践による健全な身体づくりの観点から、地産地消も食育の大切な取組のひとつである。

特定健康診査

一般には特定検診とよばれ、厚生労働省により、平成20年4月から実施が義務づけられた、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査。

実施の目的は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を対象に生活指導を行い、生活習慣病を予防をすること。その背景には、生活習慣病の中でも、糖尿病、高血圧症、高脂血症等が肥満と密接な関係にあることを掲げている。特定健診の対象者は、実施年度中に40歳~74歳になる者で、健康保険に加入している人が対象となる。

●日本型食生活

日本の気候風土に適した米(ごはん)を中心に、魚や肉、野菜、海藻、豆類などの多様なおかずを組み合わせて食べる食生活のこと。

栄養バランスに優れているだけでなく、日本各地で生産される農林水産物を多彩に盛り 込んでいるのが特徴。

このため、「日本型食生活」を実践していくことは、食料自給率の向上や各地で古くから育まれてきた貴重な食文化の継承にもつながることが期待される。

HACCP

Hazard Analysis and Critical Control Point の略称で、米国での宇宙食の安全性を高度に保証するために考案され、製造における重要な工程を連続的に監視することによってひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする食品の衛生管理手法。

わが国では、食肉製品、乳・乳製品、いわゆるレトルト食品、魚肉練り製品、清涼飲料水に対し、厚生労働大臣が基準に適合することを個別に承認する「総合衛生管理製造過程承認制度」が設けられている。

本県においても、地域の産業を対象として、食品衛生管理水準の向上と産業基盤強化を図るため、HACCP手法に基づく自主的な衛生管理を実施している施設に対し、独自の「和歌山県食品衛生管理認定制度」を設けている。

フードチェーン

食料の一次生産から最終消費までの流れ。食品やその材料の生産から加工・流通・販売までの一連の段階および活動。

リスクコミュニケーション

食品に関して、消費者、事業者、研究者、行政などの関係者間で、食品のリスク*その ものやリスクに関連する情報や意見を相互に交換すること。

* ここでの「リスク」とは、健康への悪影響が発生する確率と影響の程度のこと。

●わかやま食育応援隊

学校や地域で料理講習や農漁業体験等の指導を行う県登録の食育指導者で、平成24年 11月現在個人14、団体51、企業12の登録がある。

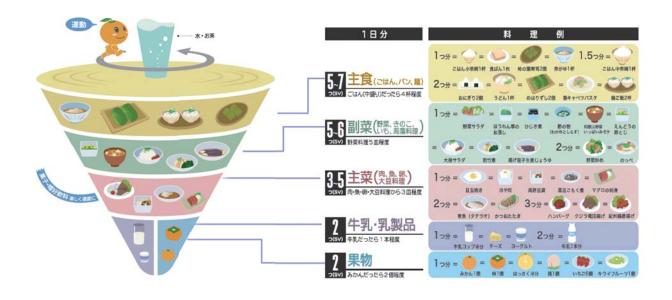
わかやま食の安全サポーター

県内各地域において、県民の食への関心を高め、食の安全や食生活の改善に関する知識等の普及を図るとともに、県民からいただいたご意見等を食の安全施策に反映させるため、平成16年度に創設した制度。

●和歌山版「食事バランスガイド」

健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針」(平成12年3月)を具体的に行動に結びつけるものとして、平成17年6月に農林水産省と厚生労働省により決定された「食事バランスガイド」に基づき和歌山の食材や郷土料理を日常の食事に活用できるよう策定。

1日に「何を」「どれだけ」食べたら良いかをコマ形で示したもので、これらのバランスが悪いとコマが倒れてしまうことを表現している。



食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正:平成二一年六月五日法律第四九号

前文

第一章 総則 (第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策 (第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と 豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの 教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動 に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に 至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深 めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に 配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をは じめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実 践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の青務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する 施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生か した自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

- 第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。
- 2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食 生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。 (年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

- 第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。
- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食育の推進の目標に関する事項
 - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行 政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

- 第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画 (以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。
- 2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

- 第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。
- 2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

- 第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する 団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生か しつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見 の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を 推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた 食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。 (食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

- 第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、 食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講 ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

- 第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) 第九条第一項 に規定する特命担当大臣であって、同項 の規定により命を受けて 同法第四条第一項第十八号 に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三 に掲げる事務を掌理するもの (次号において「食育担当大臣」という。)
- 二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

- 第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

- 第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。
- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

- 第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条 例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。
- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

和歌山県食育推進本部設置要綱

(目的)

第1条 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、和歌山県食育推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌するものとする。
 - (1) 食育の推進に関すること。
 - (2) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第3条 推進本部は、別表第1に掲げる本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、必要に応じ臨時本部員を選任することができる。

(職務)

- 第4条 本部長は、推進本部を統括し、推進本部を代表する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。
- 2 本部長が必要と認めたときは、推進本部の会議に推進本部の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

- 第6条 推進本部に、事務を処理させるため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、 幹事長は、必要に応じ臨時幹事を選任することができる。
- 4 前2条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、これらの規定中「本部長」とあるのは「幹事長」と、「副本部長」とあるのは「副幹事長」と、「推進本部」とあるのは「幹事会」とそれぞれ読み替えるものとする。

(プロジェクトチーム)

- 第7条 幹事会に特定の事項を調査及び検討をするため、プロジェクトチームを置くことができる。
- 2 プロジェクトチームの設置及び運営等に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。 (庶務)
- 第8条 推進本部の庶務は、農林水産部農業生産局果樹園芸課において処理する。 (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。 附 則
 - この要綱は、平成18年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

本部長	副知事
副本部長	農林水産部長
本部員	総務部長
	環境生活部長
	福祉保健部長
	教育長

別表第2(第6条関係)

+^ = =	####
幹事長	農業生産局長
副幹事長	果樹園芸課長
幹 事	総務学事課長
	環境生活総務課長
	食品・生活衛生課長
	県民生活課長
	青少年・男女共同参画課長
	子ども未来課長
	健康推進課長
	食品流通課長
	農業環境・鳥獣害対策室長
	畜産課長
	経営支援課長
	水産振興課長
	生涯学習課長
	健康体育課長

和歌山県食育推進会議条例(和歌山県条例第79号)

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)第32条第1項の規定に基づき、和歌山県食育 推進会議 (以下「推進会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

- 第3条 委員は、食育に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
 - 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 推進会議に、会長及び副会長1人を置く。
 - 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
 - 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

- 第6条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
 - 2 専門委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
 - 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に 諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日※から施行する。

※公布・施行の日は平成18年6月30日。

和歌山県食育推進会議 委員

会 長	橋	本	卓 爾	X	和歌山大学 名誉教授	
副会長	藤	澤	祥子	_	和歌山信愛女子短期大学 非常勤講師	
委 員	山	際	好 美	€	和歌山県保育所連合会 給食部会長	
11	池	田	三明	月	和歌山県小学校校長会 木本小学校長	
11	山	本	千惠美	€	和歌山県私立幼稚園協会 いさお幼稚園教務主任	
11	前	窪	三貴子		和歌山県PTA連合会 副会長	
11	金	谷	孝子	7	和歌山県学校栄養士研究会 会長	
11	山	﨑	典子	2	和歌山県JA女性組織連絡会 フレッシュミズ部会長	
11	中	谷	幸恵	3	和歌山県漁協女性部連合会 副会長	
11	丹	生	孝弘	4	和歌山県農業協同組合中央会 常務理事	
11	味	村	正弘	4	和歌山県調理師会 理事	
11	瀬	戸	美行	Ţ	和歌山県食生活改善推進協議会 会長	
11	坂		富子	7	和歌山県生活研究グループ連絡協議会の会長	
11	辻		多惠	Ī.	和歌山県くらしの研究会 会長	
11	仲	山	友 章	重	NHK和歌山放送局 放送部長	
11	_	坪	俊行	Ī	株式会社オークワ 総務部マネージャー	
11	髙	垣	幸代	ť	和歌山県生活協同組合連合会 わかやま市民生活協同組合常任理事	
11	内	海	みよ子	<u>z</u>	和歌山県立医科大学保健看護学部 教授	
11	下		宏		和歌山県副知事	
//	増	谷	行 統	5	和歌山県 農林水産部長	

検討経過

第13回 推進会議	
平成24年3月2日	●第2次和歌山県食育推進計画(素案)について
第14回 推進会議 平成25年2月19日	●第2次和歌山県食育推進計画(案)について



食育に関する県のお問い合わせ先

課室名	電話・ファクシミリ
単サル帝郊 田樹国芸 舗	TEL 0 7 3 - 4 4 1 - 2 9 0 3
農林水産部 果樹園芸課 	FAX 073-441-2909
環境生活部の食品・生活衛生課	TEL 0 7 3 - 4 4 1 - 2 6 3 5
深绕工石的 · 民田 · 工石闱工际	FAX 073-432-1952
福祉保健部 健康推進課	TEL 0 7 3 - 4 4 1 - 2 6 5 6
	FAX 0 7 3 - 4 2 8 - 2 3 2 5
 教育委員会 健康体育課	TEL 0 7 3 - 4 4 1 - 3 6 9 6
MARKET MA	FAX 073-441-3697
 総務部 総務学事課	TEL 0 7 3 - 4 4 1 - 2 0 9 0
(10.335 a) (10.325 3 3 EX	FAX 073-431-0232
 環境生活部 環境生活総務課	TEL 0 7 3 – 4 4 1 – 2 6 7 4
51K 50==1=1	FAX 0 7 3 - 4 3 3 - 3 5 9 0
 環境生活部 県民生活課	TEL 0 7 3 - 4 4 1 - 2 3 4 5
	FAX 073-433-1771
 環境生活部 青少年・男女共同参画課	TEL 0 7 3 - 4 4 1 - 2 5 0 0
	FAX 0 7 3 - 4 4 1 - 2 5 0 1
 福祉保健部 子ども未来課	TEL 0 7 3 - 4 4 1 - 2 4 9 2
	FAX 0 7 3 - 4 4 1 - 2 4 9 1
農林水産部 食品流通課	TEL 0 7 3 - 4 4 1 - 2 8 1 5
	FAX 0 7 3 - 4 3 2 - 4 1 6 1
農林水産部 農業環境・鳥獣害対策室	TEL 0 7 3 - 4 4 1 - 2 9 0 5
	FAX 0 7 3 - 4 2 8 - 3 0 7 2 TEL 0 7 3 - 4 4 1 - 2 9 2 0
農林水産部 畜産課	
	FAX 0 7 3 - 4 3 1 - 0 9 0 4
農林水産部 経営支援課	TEL 0 7 3 - 4 4 1 - 2 8 9 0 FAX 0 7 3 - 4 2 4 - 0 4 7 0
	TEL 0 7 3 - 4 4 1 - 3 0 0 7
農林水産部 水産振興課	FAX 0 7 3 - 4 3 1 - 2 2 4 4
	TEL 0 7 3 - 4 4 1 - 3 7 2 1
教育委員会 生涯学習課	FAX 0 7 3 - 4 4 1 - 3 7 2 4
	170 0 / 3 - 4 4 1 - 3 / 2 4

食べることは学ぶこと、



毎年 10月は「和歌山県食育推進月間」 毎月第3月曜日からの1週間は「ふるさと和歌山食週間」

和歌山県食育推進会議

事務局和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 073-432-4111 (代表)

FAX 073-441-2909

e-mail e0703001@pref.wakayama.lg.jp

